

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和5年12月4日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和 5 年第 4 回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）
会派代表質問

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 黒木 のぶ子 （市民クラブ） （一括方式）	(1) 今後 4 年間の市政運営について	①こども家庭センターの設置についての内容の具体性について ・就学前からの英語教育の拡大の仕方と進め方 ②交通弱者に対しての利便性と利用料の負担軽減 ③学校給食費無償化への実施時期の目安と所得制限等に対する考え ④牛久シャトーの活性化 ・市外から人を呼び込む拠点にするための施策 ・市民が憩える拠点の体裁と方策 ・全国に発信する広告塔としてのトップセールスの戦略 ・第 3 セクターへの資金投入の限度額と牛久シャトーに対しての創生プロジェクト部局の介入の限度	市 長 関 係 部 長
2. 石原 幸雄 （自民党うしく 21） （一括方式）	1. 牛久シャトー(株)の飲食物販事業のあり方について	6 月定例議会では、今後の状況次第で同社の飲食物販事業の他社への委託も有り得るとの回答があったが、市長の施政方針である同社への取り組みの一環として、この考え方は継承されるのか？	市 長 関 係 部 長
	2. 東部地域の高齢者の買い物支援策について	市長の施政方針である健康長寿への支援策に関連して、カップ号等の公共交通空白地域である東部地域の高齢者の買い物支援策として、社協等による乗り合い形式の車両での送迎サービスを実施しては如何か？	市 長 関 係 部 長
	3. 税外収入の確保策について	市長の施政方針である行財政改革の一環として、スポ	市 長 関 係 部 長

	4. 空き家の有効活用による人口増加策について	ーツ施設のネーミングライツを実施しては如何か？ 市長の提唱する人口増加策の一環として、市外からの空き家への入居希望者に対する増改築費用の一部助成制度を創設しては如何か？	市長 関係部
3. 藤田 尚美 (公明党) (一括方式)	1. 子育て支援について 2. 災害に強いまちづくり 3. 公共交通の今後	・子育て家庭を包括的に支援する体制の構築 ・保育士処遇改善 ・学校給食の無償化実現に向けてのスケジュール ・学校教育環境を今後どのように整備されていくのか。 ・社会的弱者の避難行動計画は策定されているか。 ・働き方改革関連法の適用による市の公共交通への影響	市長 関係部 市長 関係部 市長 関係部
4. 塚原 正彦 (うしく未来プロジェクト) (一括方式)	1. 牛久市の未来の富とブランド力を創出するための戦略について—文化観光を開発推進する新しい仕組みを—	・新しい富の誕生 2024年のパリ五輪の開会式はセーヌ川で実施され、オルセーミュージアムで競技が行われる。日本でも令和2年に文化観光推進法が成立し、文化資源を物語化することで高付加価値化して、富をつくる動きがスタートした。 ・可能性のある牛久の地域文化資源 市とその近隣には、自然、アート、文化、歴史資源に加え、女化などの物語のある地名、食や農の研究所やミュージアムが集積している。これらの文化資源をリンクし、学びと遊びにデザインできれば、世代や国境を超えて人々が牛久の遊びと学びに消費する新しい富	市長 関係部

		の流れをつくることができる。 ・牛久から新しい富をつくる 現在市内では、文化起業家を志すチームと文化芸術課が連携しながら、文化資源を富にするプロジェクトがスタートしている。この動きを推進、波及させることで、牛久のブランド力を高め、稼げるまちづくりに進化できる可能性がある。 ・文化観光を実行するため新しい体制を 文化観光を成功させ、新しい富を創出するためには、日本遺産、文化芸術、ふるさと納税、移住定住の促進、観光など各課で取り組んでいるプログラムを整理集約し、民間と行政が連携しながらプロジェクトを展開できる新しい制度設計に着手すべきであると判断するが考えを伺う。	
5. 遠藤 憲子 (日本共産党) (一括方式)	1. 災害に強いまちづくりについて 2. 地域振興について 3. 教育改革について 4. 行財政改革について	1) ①ハード面の整備とは ②市民の防災意識の向上、迅速な情報発信とは 2) ①市の牛久シャトーに対する考え方 ②牛久駅周辺の活性化策 3) ①教育環境の整備として重点的な取り組みは ②学校給食費の無償化と食材の地産地消の推進 4) ①周辺の市町村と広域連携する事業の構想は	市 関 係 部 長 市 関 係 部 長 市 関 係 部 長 市 関 係 部 長

		②市長直轄のプロジェクトチームの創設を述べられたが、目的・内容について	
6. 伊藤 裕一 (日本維新の会) (一括方式)	1. 教育政策について	①学び合い、コミュニティ・スクールなど本市の教育政策についての所見 ②継続についてのお考え ③新たな取り組み	市 長 関 係 部 長
	2. 介護問題について	①介護待機者ゼロに向けた取り組み ②重度訪問介護、居宅介護について	市 長 関 係 部 長
	3. 牛久シャトルについて	①牛久シャトル運営の発展的見直しについて ②新たな取り組みについて ③オペレーション体制について ④牛久シャトル株式会社の今後	市 長 関 係 部 長

令和５年第４回牛久市議会定例会

議事日程第２号

令和５年１２月４日（月）午前１０時開議

日程第１．会派代表質問

午前１０時００分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

本日より、説明員として、地方自治法第121条の規定により、出席した者はサイドブック스에 登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１、会派代表質問を行います。

今期定例会の会派代表質問発言通告は６会派であります。

発言者は牛久市議会会派代表質問の実施についての申合せ事項を遵守し、質問されるようお願いいたします。

ここで各会派の質問順序及び発言時間をお知らせいたします。

１番、市民クラブ、４５分、２番、自民党うしく２１、３５分、３番、公明党、３５分、４番、うしく未来プロジェクト、３０分、５番、日本共産党、３０分、６番、日本維新の会、３０分あります。

それでは、通告に従って、順次、会派代表質問を許します。

○

会派代表質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、市民クラブ、１９番黒木のぶ子議員。

発言時間は４５分です。黒木のぶ子議員。

〔１９番黒木のぶ子議員登壇〕

○１９番 黒木のぶ子 議員 皆様、おはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。

今回は市民クラブの会派代表として質問をさせていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、市長が所信で述べられておりました、今後４年間の市政運営を約８万４、０００人の市民との約束をした政策実現をするための具体性についてお聞きいたします。

本当は、市長が市民との８つの持論に関して公約しました、それぞれ全部の具体的内容についてお聞きしたいところですが、この間の市民から多くの声が寄せられ、また市長の看板政策である数点を、通告しました順にてお聞きいたします。

それでは、最初にこども家庭センターの設置についてお聞きします。

現在、牛久市では、妊娠期から始め切れ目のない子育て支援として、様々なことを、18歳までの支援策を実施しております。例えば18歳までの相談窓口、家庭児童相談室、子育て世代包括支援センターなど、また幾多の予防接種などを含め、税金の使い方のバランスを考慮されながら、多くの事業をしっかりと施行していると考えておりますが、市長のお考えのこども家庭センターを設置するとのことですが、設置の目的や内容を実情よりどこをどのように充実されていくのか、具体的にお聞きいたします。

次に、就学前からの英語教育についてお聞きします。

御存じのとおり、日本は島国という環境のせいか、英語を話す機会もなく使う必要性もないことから、日常的に英語を流暢に話せる人はといえば、市内では少ないのではないかと思います。

語学は幼児期から学ばせ、なれ親しむことが大切と言われており、現在、教育指導課では、それぞれの園の要請があれば、イベント等につきましてはALTを派遣して、その行った場所で遊びを通して英語に親しむことができるような環境をつくった形で、教育方針として実施しております。

市長のお考えでは、遊びの中や家庭での自然と英語を話すような環境を整えていきたいとのことですが、保育園は牛久市内では私立17園、幼稚園は民間では2園、公立といたしましては令和6年度から1園となりますが、保育園と幼稚園を合わせ、合計20園となっておりますが、市長のお考えのように、就学前の子供たちの英語が話せるような教育をどのように進め、どのように拡大しているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

続きまして、交通弱者の移動手段の確保と、使いやすい、利便性についてお聞きします。

牛久市は超高齢化となっており、運転免許証を返納した市民も多く、いざ移動手段としては公共交通頼みとなっておりますが、路線バスの廃止やタクシーの運転手不足からなかなか予約もできないという状況が発生しております。

交通弱者の高齢者は、一番のよりどころとするのはうしタクやかっぱ号となるわけですが、高齢者が社会とのつながりを持続するためには、何といたっても移動手段の確保であることは言うまでもありません。今までも交通弱者の市民の方々の立場に立って、様々な議員が様々な視点から一般質問等で市民の要望を述べさせていただいているところではありますが、しかしながら、使いやすさや利便性については、市民からは満足な声が聞こえてはきません。

例えばつくば市と牛久市が入り組んだ地域の病院等については、長い間診ていただいているので病気の経緯や相談もしやすいので、うしタクを利用して行きたいとの市民の声もありますが、つくば市だからうしタクは使えないというような理由で、なかなか市民の要望には行政は応えておりません。また、独居者のペットが病院やトリミング等に出かける際も、乗車拒否にあったとの市民からの訴えがあります。

これらの課題についても、市民に寄り添って使いやすいように柔軟に考えるべきと思われますが、執行部の方々にとりましては、国土交通省の壁、民間業者との営利との壁などがあり、なかなか利便性や、利用しやすいうしタクやかっぱ号の状態となることには様々な障害が生じており

ます。

この壁をクリアすることは大変御苦勞があるものとは考えますが、移動手段がなく外出できず家に引き籠もり、フレイルから要介護にならないためにも早期の改善を図るべきと考えられますが、市長はどのように考えて、これからの市政、そして御自分の公約を実現されていくのかをお聞きいたします。

③といたしましては、学校給食の無償化とその時期についての質問となります。

子育て中の保護者にとりましては、市長のこの公約について早期実現を待ち望んでいるものと思います。茨城県内におきましても、学校給食費を無償化にする市町村が相次いでいることから、やはり牛久の保護者の期待値も市長に対して高くなっているのではないかと考えております。

しかし、学校給食を提供する現場では、物価高騰のあおりであちこちの公立小中学校から悲鳴が上がっているのも現実です。公立小中学校の給食は、学校給食法に基づく配食をしなければならないという縛りがあり、現場ではやはりそのやりくりが大変で、例えば過日、ニュース等で報じておられましたが、国産の豚肉を使うべきところを海外産を使用したとの報道もありましたが、日々買物をしている私の立場といたしましても、急激な物価高騰には驚かされているところであります。

今まで給食費の内訳といえば、食材費だけの議論に終わってしまいましたが、給食を提供するには、食材の高騰ばかりではなく、水道料金、ガス代、下水道代、人件費など、全て値上がりしている状況の中で給食を提供する、その過程においては様々な支出が発生いたします。それら全てを含めての支出についても考慮していかなければならないというふうに考えているところです。

このことから、調理委託費を含めた給食に必要な総額をお聞きします。その上で、学校給食費無償化への実施時期の目安と所得制限等に対する考えをお聞かせください。

最後の質問となります。牛久シャトーの活性化について質問をいたします。

さきの定例議会での一般質問で答弁をいただいた内容につきまして、今回は少し掘り下げて具体的にお聞きしたいと思います。

1つ目の質問では、市外からの人を呼び込む拠点にするとの考えですが、今年の鯉まつりでは市内住民が集まり、大変成功だったと考えております。しかしながら、市外からの人を呼び込むことはなかなか難しい現状もありますので、すばらしい発想での体育館や牛久シャトーでなければならないことなど、いろいろなイベントを通しての市外からの市民を呼び込む、そのような開催などがあるのではないかと思います。牛久シャトーを元気にするための施策を市長はどのようなことを考えてられるのかをお聞きいたします。

シャトー活性化のための2つ目の質問といたしまして、市民が憩えるための拠点とするとのことですが、現状は、日本遺産として観光客を呼び込む場所としてふさわしい環境としては言い難く、まずシャトー周辺の除草や植栽の管理をしっかりといただき、重要文化財であることから、体裁も整える必要があるかと思います。

しかしながら、牛久シャトーの総面積は6万5,000平米もあることから、そして加えて温暖化の影響から年に3回から4回の除草をしていかなければならないというふうに考えるところ

で、それに対する第三セクターでもあります牛久シャトーに対しての資金の限度額等も踏まえながら、市民のランドマークとしての憩える場所としてどのように今後対策をするのかをお聞きます。

3つ目として、牛久シャトーの活性化のために、市長は全国に発信する広告塔としてトップセールスをするとのことですが、その戦略についてお聞きいたします。

4つ目として、現在、第三セクターとして位置づけられています牛久シャトーに今後どれだけの、先ほど申しましたように、資金投入と牛久市の介入をどのように考えているのかを併せてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 御質問にお答えいたします。

こども家庭センターにつきましては、令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

当市におきましても、こども家庭センター設置に必要な人員配置等の要件を整理するなど、現在、設置に向けた準備を行っております。

当市では、従来より子供に関する関係部署が連携して、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行っておりますが、こども家庭センター設置に向けた取組の一つとして、今年6月1日に、「子ども家庭総合支援拠点」を保健センター内に設置し、併せてこども家庭課が移転したことで、健康づくり推進課内の母子保健の相談機関である「子育て世代包括支援センターすまいる」とより一層の連携強化を図っております。新たに定期的な連携会議を開催し、情報共有やケース検討を行い、母子保健と児童福祉の一体的な支援に取り組んでおります。

国では、こども家庭センターで取り組む新たな業務として、支援を要する子供や妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の強化を図るための地域資源の開拓を担うことを示しており、当市におきましてもこれらの取組を新たに加えることで、さらなる支援の充実を図ることができると考えております。

現代の子育て世代は、多様化した家庭環境や生活困窮等、複雑な問題を重ねて抱えることも多く、地域の社会資源の活用や、きめ細やかで継続的な支援が必要とされております。今後、国がこども家庭センターのガイドラインを示すことを予定しておりますので、国の動きを注視し、こども家庭センターの設置と子育てに関する相談業務や虐待の予防的対応、個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ってまいります。

次に、就学前からの英語教育の拡大の仕方と進め方につきまして、牛久市では、児童生徒の外国語学習への興味関心を喚起し、その目的意識を高め、国際社会に生きるための英語力、異文化を理解する態度を身につけることを目的とし、業務委託した業者から、外国人の英語指導助手「ALT」計15名を市内小・中・義務教育学校に派遣しております。質の高い英語教育の提供

と複数年契約により安定的・継続的な指導を実現するため、プロポーザル方式で業者を決定し、3年契約をしております。今年度はその2年目に当たります。

小・中・義務教育学校のための派遣契約となっておりますが、業者との合意する業務の一環として、公立幼稚園等への派遣も可能となっております。

そこで、市内の幼児教育施設にも希望を募り、派遣希望があった幼児教育施設にも派遣しております。今年度は、12の保育園及び幼稚園で実施予定です。希望制にしている理由としては、私立の保育園や幼稚園等の中には、それぞれの方針で、既に外国語教育を行っている園もあるなど、園により実態が異なるためです。

幼児教育施設に派遣した際の活動内容ですが、ALTがクリスマス会のサンタクロース役となって幼児と交流したり、就学前に歌やゲームを通して楽しく英語に触れたりと幼児教育施設の要望に応じた内容で実施しております。

グローバルな感覚を養い、国際社会で活躍できる人材の育成のためにも、就学前より日常的に英語を発するような環境、国際理解を深めていく環境を整えていくことは重要であると考えますので、その点も考慮した上で、次の契約に向けて内容の検討をまいります。

次に、交通弱者に対しての利便性と利用料の負担軽減につきまして、本市の公共交通につきましては、市が運行を実施しておりますコミュニティバスかっぱ号、デマンド型乗合タクシーうしタクをはじめ、民間の路線バス、タクシー、ボランティア移送サービス、スクールバスなど、複数の交通サービスにより構成されております。

これらの交通手段により、高齢者や運転免許を持たない方などの交通弱者をはじめ、市民の皆様様の移動手段として利便性を高めていくことは重要なことと認識しております。

本市が運行を行っております、かっぱ号、うしタクにつきましても、市民の皆様から御意見、御要望を多数いただいております。その都度、必要に応じた改善策を検討しているところではございますが、要望事項を実現するためには、様々な条件整理や他自治体との調整などもあり、状況に応じて、即時に実現可能な場合、実現が困難な場合、また時間を要する場合などがあります。

うしタクの市外運行などの御意見につきましても、条件の整理などを進めてきたところではありますが、本市の考え方の整理だけではなく、他自治体や運行事業者の意向が同じ方向性とならない限り難しいものとなりますので、引き続きの検討事項とさせていただきます。

また、利用料につきましては、利用者の皆様の直接の負担となるため、利便性にも大きく関わる要素と捉えておりますが、利用料の設定は、利用状況の実績や今後の見込みなどを踏まえて、運行に関する全体経費、さらには民間のタクシーとの共存など、公共交通の継続性を踏まえながら検討する必要があるものと考えております。

現行の地域公共交通計画においても、かっぱ号、うしタクを適正に運行するため、運行経費全体に対する収益率を目標値に設定しておりますことから、今後の公共交通の在り方全体を見据えた上で、各種要望事項を踏まえながら利便性の向上を目指してまいります。

次に、学校給食費無償化への実施時期の目安と所得制限等に対する考えにつきましては、近年の物価高騰のあおりを受け食材費が値上がりしております。

牛久市では保護者の負担軽減を目的として、令和４年度から給食賄い材料費の物価上昇分、約１割に相当する額に公費を投入し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで給食費を改定することなく栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めてまいりました。

令和５年度においても、給食賄い材料費の１割分に相当する額を物価高騰分と見込んでいましたが、物価上昇により食材価格のさらなる値上がりが続いているため、給食の質と量を確保していく必要があることから、給食における食材価格の高騰分として、約１，８００万円を１２月補正に計上しているところであります。

さらに、給食提供には賄い材料費以外にも、調理業務委託に含まれる光熱水費や人件費の上昇、また給食施設の調理器具の更新を順次実施していく必要があるなど、給食提供に係る総コストは上昇しており、令和５年度予算では約９億８００万円となっております。

このような財政負担が伴うことから、給食費の無償化は計画的に財源確保に努め、段階的に実施していくことが最善と考え、検討しているところでございます。

県内で段階的に実施している例を見ますと、鉾田市では支援給付金として市が負担することにより、保護者の負担が一律で実質月額１，５００円になるように減額し、令和５年９月分から実質無償化しております。

水戸市では、小学生に比べ教育費などで負担の大きい中学生がいる家庭を優先的に支援することとし、中学生から無償化を始めております。

このように、段階的に無償化を進めていくには様々な案がありますが、どのようなやり方が最善なのか、所得制限を含め、現在検討しているところであり、早期に学校給食費の無償化が実現できるように、財源の確保に向けて全庁的に取り組んでまいります。

次に、牛久シャトーの活性化につきましては、本年３月に牛久市に提出された、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会の報告書では、牛久市議会を含め、多くの方が、まちのシンボル・ランドマークとして牛久シャトーの復活を望んでいるということを感じ取ることができ、また提言内容として、牛久シャトーを「観光資源」として、そして「市民が日常的に利用できる場」として、両輪での保存活用を進めていくためにも、「イベント等の定期的な開催」や「情報発信の強化」などの提案がなされたものと認識しております。

こうした牛久市議会の考えと私の考えは同様のものであると認識しており、私は、牛久シャトーが「市外から人を呼び込む拠点」であること、また「公園のように牛久市民が憩える拠点」であること、そして牛久シャトーのみならず牛久市を「全国に発信する広告塔」として活用することができれば、牛久シャトーは牛久市のシンボルとして、将来にわたり多くの方に愛される施設となることができるものと信じております。

牛久シャトーが「市外から人を呼び込む拠点」、「公園のように牛久市民が憩える拠点」としての役割を果たすための取組として、まずは牛久シャトーに多くの方が来ていただくことのできる「きっかけ」を増やしてまいりたいと考えております。

牛久市内・外を問わず、「牛久シャトーといえばワイン」のイメージを持たれている方々は大

勢いращやいます。牛久シャトーのこれまでの歴史を考えれば、「ワイン」は最大の「強み」と言えます。牛久シャトーのPR、牛久シャトー株式会社の経営の両方の側面からも、「ワイン」を軸に据えるとともに、一方ではワインだけでなくビールなどの魅力ある商品や、そのほか様々なイベントを牛久シャトーで催すことで、牛久シャトーの価値をより高めてまいりたいと考えております。

特に、牛久シャトーでのイベントの開催は、市内外から多くの方々に牛久シャトーに訪れていただく「きっかけ」をつくります。これまでも牛久シャトーでは様々なイベントが開催されており、日本遺産を通じて、水戸市や笠間市、山梨県甲州市との連携や、神谷傳兵衛を通じて、愛知県西尾市との連携も進められてきました。これらの取組をさらに推し進めるとともに、牛久シャトーを舞台として多くのイベントが開催され、訪れる方が楽しんでいただくことにより、にぎわいが生まれるような取組を考えてまいります。

そして、牛久シャトーで作られたワインや、イベントなどの人を呼び込むための取組は、単に「作ること」や「開催すること」だけでは意味がありません。そこに効果的なPR、情報発信があつてこそ最大の効果をもたらすものであると考えております。より多くの方々の関心を引くためにも、積極的かつ効果的な情報発信が必要であり、市内に向けての広報や、全国に向けたテレビなどのメディアを活用、さらにはSNSの活用など、「牛久シャトー」はもとより、「牛久市」の活性化につながるような情報発信も積極的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、牛久シャトーに対する創生プロジェクト部局の介入とのことですが、まずは現在、牛久市役所内の各課の分担事務を見ますと、「牛久シャトーの利活用」が創生プロジェクト推進課、「日本遺産に関すること」が文化芸術課、そして市内における観光事業全般は商工観光課が行っております。牛久シャトーを考えた場合に、現在のように3つの課にまたがるのがよいのか否かということにつきまして、最善の組織の在り方を今後検討してまいりたいと考えております。

牛久シャトーに対する市の介入といたしまして、現時点においては、レストランの運営やワイン醸造等につきましては、牛久シャトー株式会社を中心として考えながら、牛久シャトーが先ほど申し上げた3つの役割を担うにふさわしいものとなるよう、これまで以上に積極的な関与を行ってまいりたいと考えており、現在、編成を進めている令和6年度予算において、市民の皆様からも多くの意見が寄せられている、牛久シャトーの環境整備につきまして、市として、実施または支援ができないかといった検討を行っております。

このほかにも、「オール牛久」による横断的な連携、事業の推進を模索しながら、牛久シャトーの活性化を進めてまいりたいと考えておりますので、これまで以上に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長のほうからる全ての私の質問に対しまして答弁があつたわけですが、こども家庭センターの設置に関しての答弁をいただきましたが、こども家庭センターの設置は令和4年度の上位法による児童福祉法の改正に基づくものであるというふうに理解いたしました。

市長の公約であることから、現在牛久市では、先ほど述べさせていただきましたように、様々な事業を実施し子育て支援をしているところでございますが、さらに市長は子育て支援の内容を充実、推進を図っていかれるのかと期待したところでございます。

市長も御存じのとおり、現在牛久市内において子供を取り巻く環境については、虐待等を含め、決して良好な状況であるとは言えません。ですから、国の示すガイドラインや行動ばかりを注視するのではなく、牛久市でも今申しましたような様々な課題が山積しておりますので、課題の現状分析の中から子育て支援に必要な独自支援策のお考えについてお聞きしたいと思います。

また、複雑多様な社会では相談等も多くなり、直接対応しなければならないこの家庭センターのような部署につきましては、人員が多く必要になってくるのではないかというふうに考えますので、おおよその見込みの人数で結構なので、新たな人員体制についてお聞きできれば、市長の考えを伺いたいと思います。

次の就学前からの英語を話せる環境を整えるとの市長の所信表明で、しっかりと詳細につきまして述べられておりましたが、今答弁をしていただきました内容は現状維持であるとしか受け取れません。

幼児期からの英語教育の進捗や拡大に対しましては、検討する時期は1年半を、つまり令和7年4月からALTとの契約をするときにALTの増員等を検討するとのことなので、市長が就任のときに所信で述べられたことは、実施までに1年半がかかるという考えになるわけですが、それでよろしいのですね。早期実施はないということで理解していいのかどうか、その辺につきまして、再度市長からお考えをお聞きしたいと思います。

次に、交通弱者に対しての利便性と利用料の負担軽減について再度の質問をいたします。高齢者や運転免許証を持たない市民にとりましては、先ほどから申しておりますように、移動手段の確保と利便性は、日々の生活では切実な問題となっております。それを答弁をいただきましたように、検討しますとの答弁ばかりでは、市民は大変落胆してしまうのではないかと感じているところです。本気で利便性の改善や料金等の改善をお考えであるなら、それなりの目標設定を市民にお示しするべきではないでしょうか。再度お聞きします。

小中学校の給食費の無償化に対しての再度の質問ですが、今期定例会で、先ほど市長も述べられておりましたように、補正予算で1,800万円が計上されております。令和5年度の当初予算でも物価高騰を見込んでの4億700万円でしたが、令和4年度の予算3億6,000万円と比べましても、かなりの物価高になっており、今後も高くなると言われております。

完全無償化をすれば、毎年安定的な財源が必要となるということは言うまでもありません。財源確保のために市民が必要と考える事業について切り捨ててしまうことのないように、十分な議論をしていただき、その上で早急な給食費の無償化の実現をしていただきたいと考えております。

そうしますと、実施等の目安について、やはり大枠でも結構ですので、いつ頃実施したいというような、段階的にというような先ほどの答弁ではございましたが、やはり先ほど申しましたように、目安というものを市民に示す必要があるのではないかと思いますので、その辺につきま

してお聞かせください。

最後に、牛久シャトーの活性化についての再度の質問をさせていただきます。牛久シャトーは第三セクターであることを踏まえ、今まで行政の関与は適正政策の下、ともに行政と牛久シャトーが運営をしたものと認識はしておりますが、令和2年6月20日から株式会社牛久シャトーの設立、この間、活性化している状況であるとは言い難い状況であります。

今、市長から答弁がありました3つの所管ですが、この3つの所管がそれぞれ分散した形での役割を担っておりますが、例えば創生プロジェクト推進課がシャトーの利活用について、日本遺産に関することは文化芸術課、また観光事業全般については商工観光課というふうにそれぞれ担当課が分散しているとの答弁がありました。この3つの役割は、牛久シャトーの活性化にとりましては一元化したほうが活性化になるのではないかというふうに考え、役割を統合し組織を一元化することで、3つの所管がそれぞれの視点でシャトーの活性化のための課題の本質を共有することで協力し合ったり、アイデアを出し合ったりと、幅広い観点で議論ができると考えられますが、これらの3つの分散されていることから、これらの組織の一元化につきまして、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、市民クラブの代表質問を終わります。（「黒木さん、答弁」の声あり）

今申しました答弁を求めます。2回までしかできませんので、一緒に今言ってしまったのですが、けれども、そういうことで、今、再度の質問の答弁を市長にお願いいたします。

○諸橋太郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再質問にお答えいたします。

まず、こども家庭センターの件でございますが、牛久市として国のガイドライン等々も今後示されるわけでございますが、もちろん国だけではなくて、その地域の実情に合ったものも含んでいかななくてはならないといった中で、サポートプランの作成、地域資源の開拓等々を目指して、その施策は新たに盛り込んでいく必要があるものと思いますが、必要な人員としてセンター長、総括支援員なども必要でございますから、そういった環境も整えてまいりたいというふうに思いますし、それも含めての検討とさせていただきます。

次に、就学前の英語教育の拡大でございますが、私が選挙で就学前の幼児に英語教育をなじませていくといった政策をもちろん選挙戦でも訴えておりました。もちろんこの牛久市で現在も取り組んでいるといったところではございますが、まだまだ英語教育といった教育のカテゴリーはもちろん行っているのは知っておりましたが、それ以前に外国の方と接する機会を増やすといったことが大事であろうというふうに思っております。

例えば道で、最近日本にコロナも収まってインバウンドも多くなってきておりますから、そのインバウンドの来られている方に、日本の例えば道を聞かれたら、黒木先生は答えられますか。できませんよね。ですから、そういった、まずお話をする以前に、外国の方に接せられるといったことがやはり日本人はあまり得意ではないというふうに思っておりますし、私自身だって同じ気持ちなわけでございます。

そういった外国の方との触れ合うことという、要はアレルギーをなくすといったことが一番大

事であろうかと思ひますし、それをどうやって攻略するかといいますと、英語教育はもちろんのことなのですが、やはり接する機会を増やすといったことが一番大事であろうというふうにも思っております。

そういったことから、英語教育のプログラムといったことよりも、多く接する機会を増やしたいといったことで、自然と英語になじんでいくといったことを目指してまいりたいというふうにも思っております。

次に、交通弱者に対しての利便性についての答弁ではございますが、かつぱ号、うしタクの答弁はさせていただきましたが、もう黒木先生も御存じのように、民間バスの減便が決定しまして、そのダイヤ改正が12月20日から改正といったことで紙面にも出ました。市内を取り巻く交通環境というのが非常に厳しい状態になってきております。そういった中、高齢者が進んで免許を返納する方も多い中で、その人たちの足の確保というのが本当に待ったなしの状態であるというふうにも思っております。

ただ、その民間バスのダイヤ改正だって、突然の報道でございますから、現時点でどうするんだって、じゃあこうしますといったことをこの場ですぐお答えできるわけもございませんので、それは今後、いろんなダイヤを見ながら、また地域の特性を見ながら、市民の足の確保といったことに努めていきたいというふうにも思っております。

あと、次に学校給食費の件ですが、これは前回の一般質問でもお答えを申し上げておりますが、財源の確保があつての学校給食費の無償化でありますので、いろんなシミュレーションをしていかななくてはならないと思っております。一気に無償化といったことは、これはなかなか難しいですし、段階的にしていくのは、一律的にその給食費を段階的に補助していくのか、もしくは中学生だけにするのか、小学生にするだけにするのかといったことを、シミュレーションの数字を見ながら考慮していかななくてはなりませんし、おっしゃるように物価対策、要は食材費が高騰しておりますので、そこら辺も今後どういったことになるだろうということも推測しながら、早い時期に議会の皆様にお示しできればなというふうには思っておりますので、今の段階でいつとは言いきれませんので、ぜひともそこら辺の御認識でいただきますようお願い申し上げます。

あと、牛久シャトーですが、市役所の部署が3課にまたがっていることに対して今後ということですが、先ほどもこれは答弁の中で言いましたけれども、最終的にはこれを一元化して窓口は1つにしたほうがいいのかというふうにも思っておりますが、ただ、その捉え方によってその分野が異なるといったこともありますので、なかなか難しい部分はありますが、一元化した上で、またカバーし切れないところにつきましては、その直轄のプロジェクトチームで対応を行うのも手段かなというふうにも思っておりますので、ぜひとも御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、市民クラブ、19番黒木のぶ子議員の会派代表質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前１１時１０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、会派代表質問を継続いたします。

次に、自民党うしく２１、２２番石原幸雄議員。

発言時間は３５分です。石原幸雄議員。

〔２２番石原幸雄議員登壇〕

○２２番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。自民党うしく２１に所属しております石原幸雄でございます。

質問に入る前に、一言申し上げます。大変後ればせながらではありますが、沼田市長におかれましては、このたびの御当選、誠におめでとうございます。今後は健康に十分に留意をされまして、市政のさらなる繁栄・発展のため、並びに市民福祉のさらなる向上のために御尽力をくださいますよう、心から御期待と御祈念を申し上げます。

それでは、ただいまより通告に従いまして、会派を代表いたしまして４点の質問を行います。

まず、第１点目といたしまして、牛久シャトー株式会社の飲食物販事業の在り方について質問をいたします。

御承知のように、牛久シャトー株式会社は、令和２年１月に、本市のほぼ１００％の出資により設立された、いわゆる第三セクターであり、シャトーの建物の管理に加えて、飲食物販事業を営んでいることは論をまたないところであります。

しかしながら、同社の経営は主に飲食事業の不振により赤字が続いており、このままの経営状態が続けば、赤字の補填のためにさらなる税金の投入を余儀なくされる事態の発生も想定されますが、市議会の決議や市民感情等を踏まえれば、税金の補填は容易ではないと存じます。

ところで、第三セクターといえども、牛久シャトー株式会社は民間企業である以上、赤字からの脱却のためには、税金に依存するのではなく、事業収益の向上による黒字化を目指すべきであり、その意味で、同社の飲食物販事業については確固たる経営ノウハウを有する他の民間企業等に事業の運営を委託することが選択肢の１つであり、同社に対してはその旨の行政指導をすべきと判断をいたしますがいかがでしょうか、との質問を本年６月定例会で行ったところ、執行部からは、今後の経営状況次第では事業の運営委託もあり得るとの回答が示されたことは記憶に新しいところであります。

そこで、改めて質問をいたします。今後の経営状況次第での牛久シャトー株式会社の飲食物販事業の他の民間企業等への委託については、沼田新体制においても継承をされるのでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

次に、第２点目といたしまして、東部地域の高齢者の買物支援の在り方について質問をいたします。

御承知のように、本市では６５歳以上の高齢者の割合が全人口の３０％を超えており、とりわけ７５歳以上の市民は、令和５年１１月１日現在で１万４、１６７名と、全人口の約１７％を占めていることに加えて、近年は運転免許証を返上する高齢者が増加の一途をたどっております。

一方、運転免許証を返上した高齢者にとっては、買物等の日常生活上の移動手段をいかに確保するのかが大きな課題であり、特にかっぱ号等の公共交通の空白地域である東部地域において顕著であります。

ところで、昨年、本市の社会福祉協議会が東部地域住民を対象とする暮らしに関するアンケート調査を実施したところ、高齢者を中心に日常生活に不可欠な買物支援を求める旨の回答が多かったと聞き及んでおります。

そこで、東部地域の高齢者の買物支援の在り方として、本市の社会福祉協議会などが主体となり、乗り合い形式の車両による低料金での送迎サービスの実施を検討すべきと考えます。具体的には、毎週数回程度、複数の行政区の高齢者に地域の集会所などに定時に集まってもらい、市街地のスーパーマーケットなどを往復するというものであり、これが実現されれば、東部地域の高齢者の日常生活に大いに有意義であると確信をいたしますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

次に、第3点目といたしまして、税外収入の確保策について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、長引く不況や人口の減少等により、ほとんどの地方自治体が税収の減少に悩んでおり、本市もその例外ではないと存じます。一方、自治体財政の現実を目を転じれば、毎年支出される義務的経費に加えて、解決すべき行政需要が増大しつつあり、いかに財源を確保するのかが極めて肝要であると存じます。

ところで、近隣の土浦市の市営球場の実例に象徴されるように、ネーミングライツの実施による税外収入を確保している自治体が数多く散見されますが、ネーミングライツとは、スポーツ施設などの名前に企業名やブランド名をつけることであり、公共施設の命名権を企業が購入するというビジネスであると認識をいたしております。

そこで、本市においても、下根町の総合グラウンド内の市営球場や武道館並びに一般市民等に開放しているひたち野小中学校内のプール等について、ネーミングライツの実施による税外収入を確保し、本市の財政に資するべきであると考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

最後に、第4点目といたしまして、空き家の有効活用による人口増加策について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、様々な事情により全国的に空き家が増加しており、本市においても、直近の令和5年11月30日のデータによれば、本市の空き家は797軒であり、令和3年度末の663軒、令和4年度末の743軒との比較で、空き家は年々増加傾向にあることは論をまたないところであり、当然のことながら、空き家の増加が本市の人口減少の一因になっており、その意味で、この傾向に何らかの歯止めをかけることが喫緊の課題であると判断をいたします。

一方、本市における空き家対策については、空き家が個人や法人の財産であることを十分に踏まえつつ、茨城県宅地建物取引業協会と協定を結び、空き家バンクへの登録の協力を働きかけながら空き家の解消に取り組んでいるものと存じますが、諸般の事情等により、その解消は容易ではないと聞き及んでおります。

ところで、空き家への入居希望者はリフォーム等の増改築工事を行うのが一般的であります、空き家の解消を促進する意味で、近隣の石岡市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、稲敷市、龍ヶ崎市の6市では、空き家の改修等に関わる費用の一部を助成する制度を採用していると認識をいたしております。

そこで、本市においても空き家を人口減少への歯止めとして有効に活用してはいかがでしょうか。すなわち、空き家の活用を人口増加策の一環として捉え、市外からの空き家への入居希望者に対して、その改修費用の一部を助成する制度を創設すべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わりますが、答弁の内容によりましては再質問をいたします。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 石原議員の質問にお答えいたします。

牛久シャトー株式会社では、運営上の基本的な考え方として、「敷地内の各営業施設については、最も利益を生み出すことのできる手法により運営する」との考えに基づき、経営を行っております。

中でも、収益の核となるレストラン・ショップ等をはじめとした飲食物販事業においては、「自社において運営した場合の利益率」や、「ほかの事業者へ委託した場合の利益率」、また「転貸した場合に得られる賃料収入」、そして「消費者のニーズやトレンド」等を総合的に勘案した上で事業を展開しているところであります。

特に、現在の牛久シャトー株式会社では、「収益の向上を目指すための取組」と、牛久市のランドマークとして、「地域との連携に向けた取組」の両輪での施策を進めております。

まず、「収益の向上を目指すための取組」といたしましては、昨年度より本格的に始動しました酒類のOEMにつきまして、これまでの「関東鉄道株式会社創立100周年記念」のビールの受注に加え、新たに行方市の御当地ビールである「焼き芋メドレー」の製造を受注しております。この「焼き芋メドレー」につきましては、本年10月に行方市において商品化の発表が行われ、既に販売が開始されております。さらに、現在、協議中とはなりますが、他の事業者のオリジナルビールの受注に向けた協議も進めており、着実に事業を拡大しております。

また、令和3年度から開始しました、茨城農芸学院内でのブドウの栽培につきましては、本年8月に初めての収穫を行い、1年目となる今年の収穫量は567キログラムとなり、来年度には1トン、将来的には10トンもの収穫が見込まれることから、「茨城農芸学院ブランド」としてのワインの発売も検討されるなど、ワイン醸造量の増加による収益の向上だけではなく、これまでの矯正活動の一環として行ってきた協働事業にも広がりが見え始めているところであります。

これらの取組のほか、先月には、「ワイン文化日本遺産協議会」と協働で、牛久シャトー黎明期に実際に開催されていたパーティーを現代風に再現した「晩餐会」を、牛久シャトー本館において盛大に開催したほか、現在、開催中の茨城デスティネーションキャンペーンとも連携し、牛久シャトーナイトツアーの実施や、レストランでの特別メニューの提供などを行っております。

イベントやツアーの開催は、牛久シャトーがより多くの方の目に留まるきっかけとなり、牛久シャトーの認知度の向上と、来場者数の増加につながるものと考えております。そして、来場者が増えることは、牛久シャトー内の商品の売上げや飲食利用の増加にもつながるものであります。

これらの取組は、牛久シャトーの収益改善に必要な不可欠なものであり、さらに牛久シャトーを全国に向けてPRすることは、牛久市のPR、まちの活性化にもつながるものであり、大変重要な取組であると考えております。

次に、「地域との連携に向けた取組」といたしまして、先ほど申し上げました茨城農芸学院との取組だけではなく、市内企業の御協力を得た取組も開始されており、本年10月には、工業団地内に所在する「株式会社MEK-J」及び「日本メクトロン株式会社」による園内の除草活動が実施され、「今後も継続して活動される」との意思が示されているなど、新たな交流も生まれているところであります。

本市といたしましては、これまで最小限に抑えられておりました、牛久シャトー株式会社への関与につきまして、今後は一層の連携強化を図ることとしております。牛久市のシンボルとして、牛久シャトーを「市外からの人を呼び込む拠点」、「公園のように牛久市民が憩える拠点」、そして「牛久市を全国に発信する広告塔」として活用していくためにも、本市の観光部局をはじめとした庁内における横断的な連携はもとより、商工会や茨城県との連携もこれまで以上に密に図り、市内外への牛久シャトーの営業や情報発信といった、牛久シャトーのPR、観光資源の磨き上げに向けた支援を進めてまいります。

また、現在、編成を進めている令和6年度予算においては、以前より多くの改善要望をいただいております園内の環境整備につきまして、市民の皆様からの意見を取り入れ、植栽整備の支援を行うべく、予算措置を協議しているところであります。

牛久シャトー株式会社は民間企業である以上、自社の事業収益をもって黒字化を図るべきであり、また実際に市民の皆様からも、「収支改善に向けた経営努力が見られない」といった厳しい御意見をいただくこともあることから、現状赤字である同社に対しては、黒字化や経営改善に向けた不断の努力が必要であることを強く申し入れてまいります。

現時点において、「直ちに運営方法の見直しを行う」ということは考えておりませんが、牛久シャトー株式会社が一層の経営努力を行うとともに、先ほど申し上げた同社の取組や、本市からの支援などを行い、それでも同社の経営状況が改善されない場合には、委託等も含めた運営形態の見直しを検討せざるを得ないものと考えております。

その際には、「牛久シャトー株式会社にとって最も利益を生み出す手法は何か」ということを基本原則とし、最適な運営手法を検討してまいります。

次に、東部地域の高齢者の買物支援につきましては、早急に対処しなければならない事案であることは重々承知しております。御質問の件につきましては、本年3月定例会及び6月定例会において、高齢者のみならず、買物に困っている方々の支援の在り方についてお答えしたところであります。

改めまして、議員御提案の、乗り合い形式による送迎サービスの実施につきましては、利便性

の向上はもとより、車内において利用者さん同士のコミュニケーションが図られることや、タクシーと比較して運賃が安価になることが期待されます。一方で、大きな物や重い物を購入した場合などを含め、乗り降りの場となる集会所等と御自宅の間の移動をどうするかという課題や、法令による制限、移送先店舗の公平性の確保、担い手の問題、地域での需要など、クリアすべきハードルも数多くあることから、直ちに実施することは考えておりません。

また、東部地域住民を対象とするアンケートですが、おくの地区社会福祉協議会が昨年末に、75歳以上の独り暮らしの方や心配だと思われる世帯など126名に対して行ったものでございます。その結果、「困っていることはありますか」という設問について、「困っている」と答えた方が30名で23.8%、「困っていない」と答えた方が80名で63.5%であり、このアンケートでは「買物に困っている」というお答えは多くはございませんでした。なお、困っていることの内容としては、自由記載のため多岐にわたっておりますが、「買物」、「健康面の不安」、「交通が不便」がそれぞれ4名ずつであったほか、「通院」や「家の中の掃除」などを挙げる方がいらっしゃいました。

このアンケート結果を受けて、おくの地区社会福祉協議会では、乗り合い形式による「買物ツアー」を、試験的なイベントとして年度内に実施するため、調整中であると聞いております。乗り合い形式の車両による送迎サービスの実施に当たっては、数ある課題の中でも「担い手」と「需要」の部分は極めて重要でありますので、この「買物ツアー」の結果を詳しく伺いたいと考えております。

このような問題は、確かに東部地域において顕著ではありますが、他のエリアにも広がったり、高齢者に限られなかったりと、徐々にその範囲や影響が拡大しつつあると認識しております。対応には、地域の方々による無償ボランティアのような方法から事業者による有償運送まで様々でありますし、国において「ライドシェア」に関する議論がなされるなど、新たな方法も生まれる可能性があります。

市といたしましては、先進事例を調査するとともに、引き続き地域の方々の個別の相談案件を丁寧に聞き取り、困っている状況や個別の対応を積み上げ、東部地域としてのコンセンサスが形成されていくプロセスを注視してまいります。

次に、税外収入の確保につきましては、議員御指摘のとおり、近隣では龍ヶ崎市野球場が「TOKIWAスタジアム龍ヶ崎」、同文化会館が「大昭ホール龍ヶ崎」、土浦市の川口運動公園野球場が「J:COMスタジアム土浦」、土浦市民会館が「クラフトシビックホール土浦」、茨城県では県民文化センターが「ザ・ヒロサワ・シティ会館」、つくば国際会議場の大ホールが「Leo Esakiメインホール」など、多くの自治体でネーミングライツを導入しており、スポーツ施設に限らず、文化施設や歩道橋など多くの施設を対象施設として税外収入の確保をしております。

ネーミングライツの導入については、税外収入の手段ということだけにとどまらず、市内公共施設を通じて市内外への「牛久市」のアピール手段として大変大きな効果があると考えております。また、企業にとっても、自社をPRするに当たって、多くの人が集う公共施設を使つての宣伝効果は大変魅力的なものであると思います。

以上のようなことから、牛久市においてもネーミングライツの導入について積極的に検討を進め、税外収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ネーミングライツのみならず、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」である P P F I、パーク・プライベート・ファイナンス・イニシアティブや指定管理者制度、そして P F I、プライベート・ファイナンス・イニシアティブなど、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ることができる P P P、パブリック・プライベート・パートナーシップについても積極的に調査し、市の歳出を抑えながらも公共サービスを維持し、市の歳入を少しでも増加させる方法を検討してまいります。

次に、空き家の有効活用による人口増策につきましては、当市の空き家等対策は、平成 29 年度に空家対策課を新設して、同年 8 月に第 1 次となる「牛久市空家等対策計画」を策定し、さらに令和 4 年 2 月に「第 2 次牛久市空家等対策計画」を改訂して、各施策を実施しているところで

す。

このような中、当市では市全体の人口は僅少しているものの、地理的な優位性や先進的な行政施策により、人口移動の転入転出において社会的な増加、いわゆる転入超過となっております。しかしながら、議員御指摘のとおり、全国的な空き家の増加と同様に、徐々にではありますが空き家等が年々増えてきていることも事実であります。

このようなことを踏まえ、昨年度から、基本方針の 1 つである「空き家等の発生予防と抑制」には特に力を入れており、「空き家になる前に」との名目で、各地域等への出前講座の実施、専門団体との協定締結による無料相談会の実施、個別相談案件のあっせん、啓発冊子等では「牛久市空家ガイドブック」の全戸配布、新たな空き家等の実態把握として、毎年度実施している水道閉栓情報を基にした「空き家等実態調査」などを継続して展開しております。

また、空き家等の活用策としては、「牛久市空家バンク制度」を平成 29 年 9 月に「公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会」と協定を締結し「空家バンク」の運用を開始し、令和 2 年 10 月には新たに空き地も対象に加え、「牛久市空家・空地バンク」として運用しております。

バンクの実績は、令和 5 年 11 月 1 日現在の登録件数は、空き家 92 件、空き地 56 件、合計 148 件であり、そのうち空き家 58 件、空き地 22 件、合計 80 件の売買が成約し、129 人が市内に転居・転入されています。

その内訳としては、市内の転居異動が 60 人、市外からの転入は 44 人、県外からの転入は 25 人でございます。

これらを踏まえまして、空き家等対策における支援策については、全国的な人口減少が進む中、空き家の流通や活用、管理などを促進するための必要性は、市としましても認識しております。

そのため、支援策の導入については、これまでも一般質問で答弁しておりますが、一貫して私有財産へ公的資金を投入することがどうなるかを慎重に考えてきておりました。しかしながら、

地域を取り巻く社会情勢の変化等により、議員御提示の近隣自治体においても様々な助成金等の支援策が導入されてきております。各自治体への調査の結果、御質問にある空き家リフォーム補助金に関しての活用状況では、導入したばかりでまだ十分に活用されていないものとなっております。これらの実例も踏まえながら、当市に適した何らかの支援策の導入を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 ２点について市長、再質問をいたします。

まず、東部地域の買物支援についてでございます。御答弁の中では、年度内に乗り合い形式でしょうか、実証実験を行ってみるということでございましたが、その結果を踏まえて、次年度以降、本格的に検討をするというふうに理解をされているのかどうか、確認を求めたいと思います。

２点目は、今、最後に御答弁をいただいた空き家対策についてでございます。市長の最終的な答弁の中では、支援策について何らかの方法、方式の導入を考えていくということですが、これについても次年度以降、真剣に考えていただけるのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。

以上であります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 東部地域の実証実験の件ですが、多くの地区社協で年度内にその旨の試験的に行うといった、その成果を見ながら検討するといった答弁をさせさせていただきました。先ほどもその公共交通にまつわる関連でのお話でございますが、とも重なる部分もあるのですが、東部地域の方にとっては、その運転免許を返納するといったことに対して、もちろん返納するにしても、地域柄返納できずにいるといったこと、できれば返納はしたいけれども生活をする上で返納できないといった方が多いであろうというふうにも思っておりますので、それはこれまで真剣に考えてきたのだと思うのですが、もちろん喫緊の課題の一つであるというふうにも思っておりますし、もちろんそのデータを見ながら次年度以降に検討を進めていくべきであろうというふうに思っておりますので、御承知おき、どうぞよろしくお願い申し上げます。

空き家の支援策につきましても、他市においてももちろん支援の補助というものをしており、利根町とか龍ヶ崎市でやっているといったことで、もちろん同じ県南地区でありますから活用実績といったものをちょっとデータを見ながら、それも進めていかななくてはならないとは思いますが、今牛久市の現状としてやはり空き家というよりも、空き家を利活用というよりも、その地域の偏在に、要はひたち野うしくに関して偏りが出ているといったことは、これ否めない事実であると思っています。いかにその既存の空き家を利活用していただくといったこともありますが、移り住んでくる方は、空き家だからここに住もうといった選択肢というか、判断というよりも、その住むエリアの特徴が大きいであろうというふうにも思っておりますので、そこら辺、全体をもうちょっと包括的な視点として捉えながら、支援策のほうも同時に検討していくといったことを考えてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、自民党うしく２１、２２番石原幸雄議員の会派代表質問は終わり

ました。

ここで暫時休憩といたします。再開は１３時１０分といたします。

午前１１時４８分休憩

午後 １時１０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、会派代表質問を継続いたします。

次に、公明党、３番藤田尚美議員。

発言時間は３５分です。藤田尚美議員。

〔３番藤田尚美議員登壇〕

○３番 藤田尚美 議員 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美でございます。公明党市議団を代表いたしまして、代表質問を行わせていただきます。

まず、初めに子育て支援についてであります。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築ということで、令和５年６月に成立いたしました改正児童福祉法では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援体制のための体制強化等を行うといたしまして、こども家庭センターを、努力義務化を課しております。

このこども家庭センターは、児童福祉と母子保健の両面から一体的に支援を行うということで、現在、牛久といたしましては２つに分かれておりまして、子育て世代包括支援センターとして妊産婦や乳幼児の保護者を支援するセンター的機能と、こども家庭総合支援拠点として虐待や貧困など問題を抱えた子供、保護者を支援をするのがあります。

この２つの支援機関を一体化したのが、こども家庭センターであります。このセンターでは、家族の介護や世話を日常的に担うヤングケアラーや、虐待・貧困など問題を抱えている家族に対する支援提供計画に、サポートプランを作成いたします。虐待の疑いがある家庭については児童相談所に伝えるなど、他の機関との連絡調整の役割も担っております。

子供を中心とした包括的な支援を行っていくに当たり、教育委員会関係部署とはケースの認知から解決フォローアップに至るまで、一連の支援活動について綿密に連携・協力が必要と考えます。支援が必要な子供の早期発見や支援体制の向上をどのように取り組むのか。今後、サポートサービスや専門家活動などを一元的につなげる支援のネットワークを構築することが必要ですが、このような支援ネットワークをどのように構築されていくのか伺います。

また、センターの組織体制について、児童福祉と母子保健の一体的な支援を提供するためには、センター長や統括支援員の人選や配置が重要なポイントとなってくると思いますが、どのような方針で組織体制を考えていくのか伺います。

次に、保育士処遇改善についてであります。

急速な少子化が進む中で、子供の健やかな成長を支える質の高い保育が切実に求められております。２０２１年保育施設内で１，８７９件もの重篤な事件が発生しておりました。これは保育

指針制度導入時の4倍以上の増加であります。園児を取り巻く事故は連日報道されておりますが、保育士は苛酷な労働環境に置かれており、保育士配置基準は70年以上一度も改善されておらず、日本は主要国の中でも極めて低い基準のままとなっております。

職員の数を増やすことは、子供の命と育ちを守ることに直結いたします。保育士は、アレルギーの子供や特別の配慮が必要な子供たちへの対応や、様々な問題を抱えている保護者や家庭との相談支援という、ソーシャルワーカーとしての機能と役割も果たしております。質を確保した保育の受皿を整備するためには、保育士の配置基準の見直しや賃金水準の引上げによる処遇の改善が急務であります。

そこで、まず牛久市の現状を伺います。保育園の国基準の待機児童と潜在的待機児童数をお示しく下さい。

次に、保育士不足による受入れ制限数はあるのか伺います。保育士確保のための取組やその成果を伺います。全国では、保育施設の質の向上や保育士の負担軽減を独自の配置基準を定めている自治体がありますが、牛久市として独自で手厚く配置しているところがありましたら、お示ください。例えば医療的ケアを必要とする子供への看護師配置や、外国籍の子供・保護者のための外国籍児童支援などが考えられると思います。

保育士のこのような仕事ぶりを見ていただくと、保育士の確保及び離職防止を図るため、保育士処遇改善は非常に重要であります。現場の職員からは、仕事の責任を見たときに、まだまだ賃金が低い、そして自治体においての差が激しいという声で、他の園へ異動する職員が牛久の中でも現象として起こっております。離職防止のため、今後、保育士処遇改善をどのように進めていくのか伺います。

次に、学校給食費の無償化についてであります。

学校給食は、子供たちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題と言えます。給食費の無償化は、この課題解決の一環であり、重要な政策であります。

子供の健康や学力の向上という視点から見ると、給食は栄養バランスのよい食事を提供し、子供たちの成長や発達を支える重要な役割を果たします。さらに、給食を通じて食育を学び、社会性を育む機会が得られます。

このように、学校給食が子供たちの心身の健康や人間形成に与える影響は計り知れません。保護者の家計や心理的負担の軽減という点でも、給食費無償化は重要な政策となります。給食費は年間平均で5万円弱に及び、これは子育て世代にとって大きな負担であります。特に、コロナや物価高騰により収入が減ってしまった家庭では、給食費の支払いが困難であります。給食費を無償化することで保護者の経済的な安心感を向上させ、子育て意欲を高めることもできます。

学校給食費の無償化については、多様な観点から幅広い議論が行われております。給食費無償化によって子供たちが受ける恩恵は多大であり、保護者からは全国的な導入が強く求められております。

しかし、その一方で必要な財源の確保では、税収の増加や予算の再配分、地方債の発行など、

様々な方法で財源を確保する必要があります。一部の自治体では地方創生臨時交付金を活用している状況であります。また、給食の品質や栄養のバランスが低下してしまうことは避けなければなりません。こういった課題も浮かび上がってきております。

この政策を果たす役割と、それに伴う潜在的な課題を解決していかなくてはなりません。給食は適切な栄養の摂取によって子供たちの健康を促進するものであると同時に、食事について正しい知識を学ぶ重要な教育の場です。給食を通じて子供たちは地域の特産物や自然の恵み、そして命の尊さを学ぶことができます。それは将来の人間形成のため重要な役割を果たすことだと考えます。

そこで、学校給食の無償化実現に向け段階的に実施するとしていますが、例えば多子世帯家族や小学生、または小学生に比べ教育費などで負担の大きい中学生から無償化を始めてはと考えますが、どのように進められていくのか伺います。また、財源はどのように考えているのか伺います。

次に、学校教育環境を整備していくに当たり、英語教育の充実という新しい教育方針が打ち出され、グローバルな感覚を養い、国際社会で活躍できる人材育成を目指していくため、多様な人々との交流や相互理解のための語学コミュニケーション能力を着実に身につけることが必要であります。

就学前の英語教育は、一番脳細胞が活発に形成され増加していく時期でもあります。また、学習能力が非常に高い時期でもありますので、最初は何を言っているか分からない英語も吸収することができ、英語学習において高い学習成果をもたらすと考えております。

そこで、就学前の英語教育の取組とはどのようなことを考えているのか伺います。また、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく態度などを育成するためには、子供たちに我が国の歴史や伝統文化などについての理解を深めさせることが極めて重要なことであり、学校現場における、主に総合的な学習の時間を用いて行われる国際理解教育であります。

学習指導要領において、総合的な学習の時間で扱うテーマ例として国際理解が挙げられております。総合的な学習の時間が始まった翌年の2003年に文科省が行った調査によると、全国の62.6%の小学校で国際理解のテーマを総合的な学習の時間で扱っております。これから国際理解教育はどのように進めていくのか伺います。

次に、災害に強いまちづくりについて伺います。

昨今、従来の想定を超えるような自然災害が発生しており、今年6月に発生した台風2号及び線状降水帯によって、災害に強いと言われていた本市も道路の冠水や土砂崩れの被害を受けました。

今後、発生が想定される災害からまちを守り被害を最小限にできるよう、被害を出さないよう、ハード面とソフト面、政策を一体的に取り組む強化が必要であります。災害時の要配慮者をどう守るか、ソフト面の政策であります。災害が起きるたびに、障害者、障害児や高齢者、乳幼児、妊婦、外国人など、社会的弱者と言われ、独りでは避難できない方をどう守っていくのか、また

人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅難病患者さん等に対しては、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携し、避難支援者とともに病院等への搬送などの避難計画を具体化していくことが必要であります。

また、多発する自然災害に備え、迅速な情報発信と避難所の開設により、逃げ遅れゼロを目指すために、身近な地域の方々の地域力を育む取組を支援し安心して暮らせるためにも、市内での支援を要する現状を把握するとともに、避難行動計画の策定は重要であります。

避難を要する方については、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであること、ただし同居家族がいる場合であっても、時間帯によっては1人となるケースや、介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではありません。作成については、行政だけではなかなか作成できません。自治会や自主防災組織等を活用して作成するのが望ましいです。限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動を要支援者に対し計画が作成されるよう、優先度が高い人から、ハザードマップ上危険な場所に移住する人など、作成すべきと考えます。

個別避難計画を作成するには、改正災害対策法第49条の14、ただし書にあります個別避難計画の作成は当該避難行動要支援者の同意が得られた場合との規定があり、同意が得られないと必要な情報も得られず、計画も立てられません。この計画が作成されない方に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう何らかの配慮が必要となります。逃げ遅れゼロを目指し、特に社会的弱者と言われている方たちの避難行動計画の策定はどのようにされていくのか伺います。

次に、最後ですが、公共交通の今後について伺います。

高齢者だけの世帯や単身高齢者世帯が急速に増えており、高齢者の足の確保はますます重要な政策課題となっています。運転に自信がなくなって免許を返納しようと思っても、ほかに交通手段がなければ、免許も車も手放すことができません。高齢者の事故防止と自家用車に代わる足の確保、つまり公共交通機関の充実がセットの課題であります。

公共交通を含む運送業界におきましては、令和5年4月に自動車運転業務に対する働き方改革関連法が適用されることや乗務員の人手不足から運行体制に大きく影響が及んでいることが、各種報道において取り上げられているところであります。

これらのことは、当市の公共交通におきましても決して例外ではないものと考えるところであり、先般の市長選挙における市長の公約におきましても公共交通の見直しが掲げられ、また第3回市議会定例会における一般質問の答弁で、人手不足などによる深刻な状況下ではあるが、あらゆる視点から、でき得る限りサービスの向上が図れるよう見直しを行っていくとの答弁であったものと認識しているところであります。また、執行部におきましては次年度に向けた予算編成の時期ともなっており、各事業の計画が議論されていることと思われれます。

そこでお聞きします。当市の公共交通における現時点での次年度に見込まれる変更点について伺いたいします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 藤田議員の質問にお答えいたします。

子育て家庭に対する支援につきましては、関係部署が連携し、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、国の動向に応じて常によりよい支援体制の構築を目指しており、現在は、こども家庭センターの設置に向けた準備を行っております。

支援ネットワークの構築につきましては、児童福祉、保健医療、教育分野等で構成されている既存の要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、さらなる充実を図る必要があると考えております。

こども家庭センターにおける職員の人選や配置につきましては、新たに組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長と、母子保健と児童福祉双方の業務において十分な知識を有し、俯瞰して判断できる統括支援員の配置が要件となっておりますが、加えて、新たな業務として支援を要する子供や妊産婦等へのサポートプランの作成や支援体制の充実を図るための地域資源の開拓が求められていることから、センター長と統括支援員の配置と併せて、組織体制について関係部署と協議を行っているところであります。

家庭環境の多様化に伴い、複雑困難な課題を抱える家庭も多く、全国的に児童虐待対応件数は増加しております。相談に対する職員には、相談技術の向上のほか、関係機関との連携や社会資源の活用等、幅広い支援技術が求められております。

国は、現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を置くための認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」を令和6年4月から導入する検討を行っており、当市でも導入後は認定資格の取得や、国や県で実施する研修を受講するなど、対応する職員の人材育成についても行っていく予定です。

こども家庭センター設置に関しましては、今後も母子保健と児童福祉部門の連携と協働を深めるとともに、教育部門ともより一層の連携を行い、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制の強化に努めてまいります。

次に、保育園の待機児童の状況につきましては、預けられないと困る、いわゆる「国基準待機児童数」は0人、預けられるのであれば預けたい、または、本来預ける必要がない、いわゆる「潜在的待機児童」については、11月現在で52人となっております。並行して、令和6年1月入園分として現在74名の児童の募集を行っており、随時受付をしているところであります。しかしながら、保育士不足により、民間保育園全体で78名の児童の受入れ制限を行っている状況です。

保育士への処遇改善としては、国が施設に対して「保育士処遇改善加算」を運営費の一部とし支給をしているところではありますが、当市では、保育士補助金を直接交付する「牛久市保育士等処遇改善事業補助金」を独自の事業として実施し、保育士の確保と離職の防止に努めております。特に補助の対象を正規職員のみ限定せず、労働契約時間によって補助が受けられる内容としており、具体的には、正規職員に対しては月額1万5,000円、その他非常勤職員に対しては、労働契約の労働時間に応じて1万円または5,000円の補助金を交付するもので、現在262名の保育士が補助金の交付を受けております。

この処遇改善事業を行った前後で、受入れ制限を実施した割合を比較すると、本事業開始前の

平成30年4月募集時の制限割合は、利用定員に対して6.33%であったのに対し、本年4月では3.2%と減少しており、一定の成果が上げられております。

そのほか、市独自の事業として、障害児保育を推進するために、施設に対して「牛久市民間保育園等障害児保育事業補助金」の交付を行っております。障害児を受け入れている施設は、職員を配置し療育支援に取り組む場合、運営費の療育支援加算の対象となる上、さらに加配職員を配置した場合は、本補助の対象となり施設の負担を減らす内容となっております。令和4年度において、療育支援加算の対象となった施設は5施設、さらに障害児保育事業補助金の対象となったのは2施設でした。

障害児保育の推進及び障害児の処遇向上を目指し、受入れ施設に対する障害児の保育に要する経費に、本補助金を活用することは効果的であると考えております。

国においては、令和5年6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、保育士配置基準が75年ぶりに改善するとともに、保育士等のさらなる処遇改善が検討されており、見直しが期待されております。

今後の国の動向を注視しながら、より多くの児童を受け入れられるよう、さらなる保育士の処遇改善と、保護者が安心して子育てができるために、現場の状況及び子育て家庭の現状を把握し、保育環境の整備に努めてまいります。

次に、学校給食の無償化実現に向けてのスケジュールにつきましては、藤田議員御提案のように、まずは中学生から無償化を実施し、段階的に小学生の無償化を実施することも一つに案として検討しているところでございます。

給食費無償化を実現するに当たり、新たな財政負担が伴うことから、段階的に実施していくことを考えております。それにはどのようなやり方が最善なのか、中学生から実施することも含め検討しており、早期実現に向け財源確保に取り組んでいるところでございます。

次に、学校教育環境の整備につきまして、国際理解教育の充実に向けては、自国文化や異文化の理解を深める指導の充実が必要であると考えております。そこで、海外の学校などとの交流であったり、海外生活経験者の経験などを生かすような教育活動を進めていくことも効果的ではないかと考えております。

例えば、昨年度、ひたち野うしく小学校では、国語の授業でフィンランドの小学生とオンライン学習交流を行いました。「外国の小学校について聞こう」という単元で、子供たちは自分たちの小学校との違いを実感していました。

また、過去にはありますが、下根中学校では、総合的な学習の時間にイタリアの大学教授とオンライン交流を行い、総合的な学習の時間に学習している「SDGs」の視点から見た日本とイタリアについて講演を受け、質疑応答を行いました。

就学前の英語教育については、私立の保育園や幼稚園などの中には、それぞれの方針で、既に外国語教育を行っている園もあるなど、園により実態が異なることもあり、指導課所管外にもなるため、どのように充実させていくかは今後の検討が必要と考えております。現英語指導助手ALTを一部の幼児教育施設に限定的に派遣しておりますが、その派遣方法などについても含めて、

次の契約の際に見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時における避難行動要支援者につきましては、令和４年度の地域防災計画見直しに当たり、その範囲について検討し、人工呼吸器や酸素吸入器使用者、透析患者などのほか、重度障害者、要介護認定者、医療的ケアが必要な方など、９段階の優先順位をつけ、約９５０名を対象としたところです。避難行動要支援者に対し、個別避難計画の作成を進めていくこととなりますが、今年度は試験的に、特に優先順位の高い土砂災害警戒区域に居住している４名の避難行動要支援者を対象に個別避難計画の作成に取り組んでおり、令和５年１１月末日現在、本人同意の下、個別避難計画を作成した方が１名、日程を調整中である方が１名、作成の意向が確認できない方が２名という状況です。

また、避難行動要支援者のうち、妊娠３７週以降の妊婦及び産後１か月以内の褥婦と新生児につきましては、令和５年７月より、健康づくり推進課において妊娠８か月妊婦面談の際に全ての方を対象に個別シートを作成しており、１１月２７日現在、約１００名のうち希望のあった１名の方の計画が策定されております。

引き続き、関係各課と連携し、順次対象者本人の同意確認を実施しながら、できるだけ早期に個別避難計画の作成に向けて努めてまいります。

次に、働き方改革関連法の適用による市の公共交通への影響につきましては、平成３０年に改正された働き方改革関連法のうち、自動車運転業務に対しての時間外労働の上限規制については、令和６年４月１日に適用されることとなり、それを踏まえ「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正も同日に適用されます。このことにより、本市が運行しております、かっぱ号、うしタクの運行条件においても同様に影響を受けることとなります。

既に運行事業者との協議を進めているところではありますが、この課題を解決するためには、働き方改革関連法等の適用に加え、運送業界全体に起きている運転手不足が大きく影響しております。

市内の路線バス運行事業者である関東鉄道株式会社が運行する路線バスにおいて、次年度の法改正に対応する運転手が不足することを主な理由として、平日で８．５％、土日・休日で６．１％の減便が決定され、今月の２０日のダイヤ改正が既に発表されました。

本市の運行するかっぱ号におきましても、法律などの適用を受け、ダイヤを改正する必要があることが確認されており、現時点の協議中の段階とはなりますが、次年度のかっぱ号のダイヤとしては、おおむね現行の便数から１０％程度の減便が余儀なくされるものと想定しております。

また、うしタクの運行につきましても、市内のタクシー事業者におきまして運行を行っておりますが、バスと同様に運転手不足の状況にあると聞き及んでおり、今後、運行の利便性向上のための増車や運行時間拡大などにおいても、大きなハードルが生じております。

このような状況下とはなりますが、市の実施する事業のみならず、民間事業、ボランティア事業など、公共交通全体での検討を行い、さらには新たな交通手段の導入など、これまでの実績、今後の利用者数の見込み、市内各地域の特性、国で検討を進めておりますライドシェアの動向などを含め、市民の皆様の移動手段の利便性を高めるため、引き続き様々な観点から、全体的な見

直しを進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 市長、答弁ありがとうございました。

再質問といたしまして、こども家庭センター、これの設置に向けて協議が行われているのですが、センターの設置、いつ頃を目指しているか、目標を伺います。今現在、健康づくり課とこども家庭課、保健センターの中に1つにはなっているのですけれども、ハード面に対して、この一体化というのはどのように考えていくのか伺います。

また、保育士処遇改善ですが、正規職員に対して月額1万5,000円、その他の非常勤に対して、勤務実態においてですが1万円または5,000円の補助金を交付し、離職防止の効果があるとの答弁でした。これは評価するものでありますが、実際、保育士の働き方、働く環境に対してはまだまだ処遇改善、また非常勤においても担任として働いている職員もおります。この正規と非常勤、この差もこれからどう考えていくのか、またこの市の独自制度、この正規職員に対して1万5,000円、非常勤1万円または5,000円の補助金の増額の、市の独自制度の中での補助金の増額の考えはあるのか伺います。

次に、公共交通ですが、次年度のかっぱ号のダイヤとして10%程度の減便ということで、また、ますます市民の足の確保は厳しい状況であります。それで、答弁でありました、今後、ライドシェア、今報道でも、国のほうでも議論されているものではありますけれども、注目していくべきだと私も思います。今現在、つくば市でも国交省の補助金として地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して自動運転実証調査事業を開始したということで、この自動運転を導入するということはいかがでしょうか。運転手が必要なくなり、人手不足を解消し、さらに人件費の削減にもつながります。牛久市においても、最先端の足の確保である自動運転バスについても考えていかななくてはならない時代に入ってきたと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 1点目のこども家庭センターの運営はいつ頃からという具体的なお示しということでございますが、早期にとは考えてはおりますが、何しろその人材を確保してからといったことを見通しがつかない限り、具体的にいつ頃といったことがお示しできないと思います。そういった意味では、センター長と統括支援員の確保といったことを最優先に捉えながら、また見えてきた段階でお示しするといったことをしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、保育士の処遇改善につきましても、先ほども答弁でも申し上げましたとおり、市の施策に対して一定の効果はあるものの、まだまだ不十分であるというふうにも思っておりますし、また特にこの茨城県南地区においては保育士不足といったことが顕著であるというふうにも認識しております。そういったことを踏まえまして、近隣の市町村、どういった施策があるのかといったことはもちろん担当課で把握しておりますが、今後の保育需要を踏まえながら引き続き検討してまいりたいというふうにも思っております。

次に、公共交通の件でございますが、議員の再質問でもありましたとおり、自動運転バスとい

うのが、茨城県内では境町がパイオニア的な存在、自治体であるというふうにも思っておりますし、実際、あそこの町長が私の年齢も近いこともありまして、個人的にも県議時代に拝見させていただきまして、乗車させていただきました。非常に画期的なものであるというふうに思っております。

そういったことで、自動運転バス導入といったことも1つの選択肢としていかなくてもならないとは思いますが、単純に運転手が足りないから自動運転バスといったことにはならないかなというふうに思っております。というのも、境町というところは非常にコンパクトなエリアで、牛久の地域特性とはまた違った環境であるというふうに思っております。

牛久市で導入するのであれば、やはりエリアを限定しての導入といったことになりますので、全体といったことにはなかなかかなりづらいのかなというふうには思いますが、これは有識者の意見を聞きながら進めていくことにもなる、もしその導入の方向に向かった際には、そういった方向もあるだろうというふうに思っておりますので、これも引き続き検討させていただきたいと思いますが、何分、時間の余裕もないことだとも思いますので、これもお示しできる段階でお示ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。

答弁漏れでした。こども家庭センターの母子保健と児童福祉の一体化ということですね。これも一体化について検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、公明党、3番藤田尚美議員の会派代表質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時5分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、会派代表質問を継続いたします。

次に、うしく未来プロジェクト、7番塚原正彦議員。

発言時間は30分です。塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 うしく未来プロジェクトを代表しまして、私が質問させていただきます。通告に従いまして、牛久市の新しい富と未来のブランドを創る戦略というところで質問させていただきます。

本日は、皆様にはサイドブックスのほうにレジュメ、画像入りのレジュメを添付しておりますので、そちらの参考資料を見ながら聞いていただければと思います。

それでは、質問させていただきます。2024年の7月26日にパリオリンピックが開会されます。その開会式は、環境や社会によりよいインパクトを生み出す新しいビジネスを創ろうと、若い文化の起業家たちが自分たちが考えたコンテンツを提案する社会実験として実施されます。

画像を見ていただければ分かるように、何と競技場にて開催するオリンピックではないんですね。世界遺産になっているセーヌ川を舞台にして、ボートに乗った選手団が、アレクサンドル3

世橋をはじめ、セーヌを代表する橋の下をくぐり抜け、町をパレードします。そのパレードの間に、サーカス、ダンス、演劇、音楽、スポーツ、そしてミュージアムがデジタルで融合された夢のスペクタクルが展開される、前代未聞の開会式が行われます。何と、この開会式ではあらゆる人が自由なスタイルでほぼ無料で参画できるという、全く新しい形のイベントが繰り広げられます。

何で冒頭にこの話をするかというと、実は、これからの文化と経済、コミュニティの未来を提起するプログラムがこの開会式の中にたくさん組み込まれておりまして、牛久の未来は、参考になるから、これを取り上げました。

次のスライドをお願いします。

私は、ちょうど西暦2000年に、イギリスの文化教育政策を起草しましたビクトリア&アルバートミュージアムの副館長であったデヴィッド・アンダーソンと、ミュージアム国富論という著書を作ったことがあります。その縁があり、彼とチームを組んでいたロンドンオリンピックにプロデュースしていた若い文化起業家たちと今、交流を続けております。彼らが当時、今日のパリもまさにそうなのですが、私に語ってくれたところによると、これからはスポーツ、芸術、文化、これが富になるんだよと。なぜならば、スポーツも芸術も文化も、人々の創造力を育む富の源泉だからです。そして、スポーツ、芸術文化を中心とした知や学びがあらゆる人の心を豊かにし、それを結びつけていくことで富ができる。すなわち、これからの都市やコミュニティは、人々の学びと遊びの舞台になること、エデュケーションする舞台になること、そういう舞台を創ることが、これから先の富をつくっていくことなんだ、そういう文化活動、エデュケーションの革命に自分たちは挑戦していると。そういうコンセプトの下に展開されるのが、冒頭で紹介したパリオリンピックでございます。

3枚目のスライドを御覧ください。

今、世界はそういう潮流で動いています。情報社会においては、富をつくるのは知と学びです。知と学びをいかに降り注いで人々を楽しくするか、そこで富を生み出していこう。我が国もようやく令和2年度に、初めて文化観光推進法という法律をつくりました。この法律のポイントは、まさに冒頭で私が紹介したように、文化を保護や鑑賞の対象ではなく、社会を再生するための道具にしよう、ということが書いてあります。

どういうことかといいますと、ミュージアムにおいて、あるいは美術館において、立派なコレクションをケースに入れて展示するだけでは人々の心は揺さぶりません。人々の想像力を膨らませる対話やいろんなアクティビティー、働きかけが学びにつながるのです。すなわち、自然や芸術やスポーツ、歴史、生活、あらゆるものを物語化して共有するようなアクティビティーを展開することが、これから先の富なのです。

ですから、文化観光推進法では、国を挙げて、これから先、文化資源を誰もが楽しく学び遊べるように、そのことが物語化なんですね。そして、物語化することによって、人と人、人と物、それを結びつけて、経済的な富を生み出していこうと。それを国がこれからやっていくんだということが書いてあるのが、この文化観光推進法です。

この法律では、文化資源を物語化するための基本計画をつくり、実施体制を整備した自治体や、自治体だけではありません、実施主体である博物館や企業に対して、国を挙げて支援してこうと、そういうことがきちんと明記されています。

次のスライドをお願いします。

では、この文化観光推進法を推進していくための文化資源の物語化、物語化していて、どうやって経済的な富が生まれるのか、それについて次に具体的に説明したいと思います。

今回事例として取り上げるのは、兵庫県豊岡市でございます。兵庫県豊岡市をなぜここで紹介するかというと、ちょうど牛久市よりも小さい規模の人口です。財政規模は、向こうのほうが起債をたくさん打っているのだから大きいのですが、ほとんど市民の所得はほぼ同じぐらいだと思います。この市が今、世界から学びの創造都市として注目されております。牛久も頑張ればこれぐらいできるんじゃないかなというところで、あえて一番最後に参考例として挙げておきましたので、皆さん、勉強していただければと思います。

この豊岡市には城崎温泉という有名な温泉があります。この城崎温泉は、志賀直哉の小説「城の崎にて」の舞台となったところです。この地域は、昭和の温泉観光の失敗モデルとして取り上げられるほど、本当に寂れてどうしようもない状態にありました。2013年、志賀直哉がちょうどこの城崎に来て100年というときがあったそうです。そこで100年イベントが行われました。それをきっかけに集まった若旦那たちが、このままだとこの町はもう温泉自体も枯れているし、どうしようもないんだと。未来を見据えたプロジェクトが必要であると、そういう思いを共有して、単なるイベントに終わらせないで、城崎温泉旅館経営研究会という会を創設したそうです。

彼らは、地域の文化価値をもう一度見詰め直し磨き上げようという動きを起こして、文学のまち、城崎温泉の復活をプロジェクトの目標に据えました。温泉のまちじゃないんですね。あくまでも文学のまち。お客様が、まちに来てもらって、文学を生み出したこのまちの力を気づいてもらおうと、そういうコンセプトでプロジェクトを展開したそうです。

次のスライドをお願いします。

何と彼らが最初に実施したプロジェクトは、ミュージアムを創ることでした。それまで作品をケースの中にしまっていて観光客に見せていた文学館を、文芸館KINOBUというのに改装しました。ここはミュージアム活動というところで、展示を見せるのはあるのですが、本に親しんでもらおう、それと同時にクリエイターに来てもらって、もともと小説家が来た町ですから、たくさん訪れた町ですから、今のクリエイターに来てもらって、訪れる人を創造の旅へいざなう学びのプログラムを次々にやっていこうと。そして、このまちでしか買えない学びを、体験できない学びを体験してもらおうということで、本を作るプロジェクト、それを実行しました。本を実際に作ったんですね。

どんな本を作ったかというと、実際に、志賀直哉の「城の崎にて」という小説は、本当に2,000字ぐらいの小さいミニエッセーなんですね。印刷するとこれぐらいしかないのです。これに地域の紹介を書いて、これをくっつけて、注釈をつけちゃったんですね。注釈のほうが多

いのですが、豆本にした。本じゃないですね、豆本。お土産になるんですね。こういう活動。それで、クリエイターに来てもらってどんどん30分ぐらいで読める本を作っていくんですね。これは湊かなえさんに来てもらって「城崎へかえる」という本を作りました。城崎はカニで有名ですから、カニのブックケースに、これ普通の本の半分ぐらいなのですが、それでこれ、半分は、こっちから半分は絵なのです。もう1日で読めてしまうのです。そうそう、絵本。こういうものを中心にして、あるいはこれは温泉の中で読める本だそうなのですが、小説ですね、短編小説。温泉の中で読める、しゃれとして手拭いが表紙になっていますが。

要するに、単なるにらめっこして図書館の中で読む本ではなくて、生活の中で楽しんで、お土産にも持って帰れる本というのを彼らは作りました。こういう雑貨として楽しめる、グッズとして楽しめる、しかし舞台は人々のインスピレーションを育むこの舞台なんだよと。そこで生まれたものは全部文学なんだよと。そういう趣旨でコンテンツを開発していくんですね。

こういう趣旨で開発した本と学びのコンテンツがミュージアムグッズになり、当然これがミュージアムグッズになるわけですから、温泉のお菓子里に代わって、ここに今日私が持ってきたこういう本が、記念品として持ち帰り、あるいはお土産売場のおじさんたちも、自分たちのまちについて、この本について読み出す。そうすると、地域の意識が変わるんですね。

こういう幾つかのプログラムが実行された結果、まちのブランド価値が変わり、客層が変わるのです。リピーターが多くなってくるんですね。若者やインバウンドが増えていくんですね。今現在、アートのまち、新しいクリエイターが集うまちとして、従来の温泉観光とは全く違った観光地になっているそうです。

さて、次のスライドをお願いします。

このように、小さい温泉が、城崎温泉が成果を上げることができた理由は、100年のやはり未来のまなざしに立って、地域が持っていた本当の価値に焦点を当てることができたからだと思います。目先のビジネスを見て、温泉や金、そういうものにまなざしを注ぎ込んでそういうグッズを開発するのではなくて、やはりそのまちに来ていただくことによって、学んでもらう。どんなインスピレーションが起きるのか。そこが、クリエイターを生んできたこの城崎、あるいは豊岡市の力であり、そこに気がついたことが、このまちづくりを成功したことだと思います。まさに物語化というのは、こういう作業をいうのであります。

次のスライドをお願いします。

さて、文化観光が、物語化をして富を生み出すお話をここまでしてきましたが、実際じゃあ次は、我が牛久の可能性について考えてみたいと思います。

我が牛久は、実は観光地なんですね。インバウンド総合メディア訪日ラボというインターネットのサイトがあって、そこでデータを収集しているそうなのですが、魅力度ランキングの最下位である茨城県は、実はインバウンドの外国人から高い評価を得ているんですね。このデータを見ても、茨城県に消費するインバウンドは、1人当たり9万872円消費しているそうなのです。これを並べてみると、北海道、東京、大阪、埼玉に次ぐ全国5位です。平均宿泊数は25.9泊茨城県内になっているそうで、全国1位になっているんですね。これは知られざるインバウン

ドが長期滞在して結構富裕層がお金使っているという、非常に可能性のある話なのですが、このサイトのこの会社のデータを見ると、観光名所に寄せられたインバウンドのロコミデータの集計で毎年ランキングをしているのですが、茨城県では、牛久大仏はひたち海浜公園に次ぐ第2位。近年、特に来園者が物すごく増えていて、インバウンドの富裕層が様々な体験活動に参加しているのです。

このようなデータを概観してみますと、牛久大仏、既にインバウンドがたくさん来ている。これを起点に、牛久沼、牛久シャトー、女化を周遊する新しいプログラム、それが物語化できれば、産業としての可能性も期待できるのではないかと思います。

では、次のスライドをお願いします。牛久の文化を物語化する100年プロジェクトです。

新しい富をつくるという視点から、もう一度、牛久の文化資源を見直してみましょう。牛久シャトーは、ワイン文化を生み出した牛久の大地の力と、ワインを通して健康を育もうとした起業家の情熱、それを創り出した牛久の人々の知恵、そういうコンテンツが見えてきます。

同じ時期に活躍した明治の文明開化で、パンの文化を創造した牛久出身の起業家の物語も見えてきます。ワインばかりじゃありません。牛久というまちには、明治の文明開化のときに、未来をデザインする起業家を育む不思議な力があつたのかもしれない。この視点にたどり着いてみると、例えば文明開化で誕生したあんパンとワインをきっかけにして、その開発物語をリライトしたり、ドラマ化することができるはず。あるいは健康に優しい食文化を創造する、そういうテーマのビジネススクールが開校できるかもしれません。そういう大胆な発想するのが物語化であります。

まだあります。牛久にはかっぱの伝説があります。キツネの恩返しの物語がある女化の場所があります。猪子、獺穴、蛇喰というすばらしい地名があります。牛久そのものが、牛久大仏もまさにそうなのですけれども、人々の想像力を育むアートだったり、信仰だったり、コミュニケーション装置として、これらをうまく結びつけば起爆する可能性が見えてきます。あの世とこの世を往来する、あやかしキャラなんていうのも設定できると、もっともっと面白いかもしれません。なぜなら、ほとんどインバウンドは牛久大仏を成田空港とか羽田空港から見ているわけですよ。ゲートウエーですよ、インバウンドにとって。こんな可能性のあるまちはないわけですね。

さて、これで質問になります。文化観光を実行するための新しい体制をとということなのですが、日本遺産の認定を受けて、茨城県でも観光入り込み客数が多い牛久市は、実は、茨城県で最も文化観光推進法の対象となる可能性がありますというか、牛久がならなかったらほかにどこがなるのだろうと私は思います。それゆえ、牛久市は国土交通省と官公庁とタイアップして、文化観光推進法の認定を受け、日本の文化観光モデル都市を目指すべきだと思います。それについてどのように考えていらっしゃるか、市長に伺いたいと思います。それが第1です。

第2点、令和4年に、文化観光推進法のすぐ後に博物館法が改正されました。この改正によって、株式会社が博物館を設置して稼ぐプロジェクトを展開する、そういう動きが全国でスタートし始めました。つまり、これまで教育委員会が管轄していた文化施設を、経済部門、企画部門に動かして、収益プログラムを展開する自治体も実は誕生しています。DMOや地域商社では、文

化を付加価値化し、稼ぐビジネスが既に成果を上げてきているんですね。当然、文化観光推進法に手を挙げれば、牛久市もそのような動きをやっていかなければいけません。文化観光を成功させ新しい富を創出するためには、日本遺産、文化芸術、それからふるさと納税、移住定住の促進、観光、商工観光課、もう各課ばらばらに取り組んできた今までのプログラムを集約し、これ、文化観光推進法の対象は行政だけじゃないですね。民間と行政が連携しながらプロジェクトをなさいと言っています。それで、さらに民間も加えた新しい制度設計に取り組む必要があるのですが、さあ、それをどのような枠組みで実行していくか。

以上２点について市長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 塚原議員の質問にお答えいたします。

初めに、文化観光推進法認定に関する御質問にお答えいたします。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律、いわゆる「文化観光推進法」は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としております。このため、文化施設が、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、議員御指摘のとおり、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、来訪者を引きつけるよう、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Ｗｉ－Ｆｉ・キャッシュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの機能強化や、さらに地域一体となった取組を進めていくことが必要となります。

そのため、文化観光推進法においては、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別な措置等について定められております。

現在、文化観光推進法の認定は全国で５１計画、茨城県における認定はまだなく、文化観光に関する国の予算措置もあることから魅力的な制度ではありますが、文化観光拠点施設となり得る博物館や美術館などは牛久市にはございません。

しかしながら、牛久市は幸いなことに、「牛久シャトー」と「牛久大仏」という茨城県を代表する観光地を有しており、私も市長選で公約に掲げましたとおり、観光行政については今後注力していきたいと考えていることから、議員から御提案のありました文化観光推進法の認定等につきましても、選択肢の１つとして検討してまいります。

次に、文化観光を実行するための新しい体制に関する御質問についてお答えいたします。

文化観光分野に限らず、市町村格差が広がる中、市内外から選択肢となり得る自治体になるために、また職員数が少なく、圧倒的にマンパワーが不足している牛久市の現状においては、民間事業者との連携については必要不可欠であることは認識しております。

そのため、本市においても、日本遺産では、ワイン文化日本遺産協議会は、近畿日本ツーリスト株式会社及びクラブツーリズム株式会社と包括連携協定を締結し、文化庁や官公庁などの国庫補助金を活用し事業を展開しております。

ふるさと納税ではさらなる増収を目指し、寄附者に返礼する御礼の品を拡充するため、返礼品提供事業者と交渉を進めているほか、委託事業者との連携により、当市の返礼品を効果的にPRできるように、掲載内容の見直しやサイト内広告の活用を行っております。

観光では、昨年度、今年度とJR東日本の企画する「駅からハイキング」に牛久沼周辺の文化施設を訪ねた後、牛久シャトーに立ち寄るコースを設定したところ、市内外から予想以上に多くの参加者がありました。今後も新しいコース設定について検討してほしい旨の依頼があったところでございます。

以上のように、既に民間事業者との連携を進め、成果を上げている事業もあるため、御提案いただきました事業を集約、一元化し、民間と行政が連携しながらプロジェクトを展開できる新しい制度設計につきましても、御教示いただきました先行事例などの情報収集を行いつつ、牛久市にとって最適な方法を模索していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、うしく未来プロジェクト、7番塚原正彦議員の会派代表質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時50分といたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、会派代表質問を継続いたします。

次に、日本共産党、9番遠藤憲子議員。

発言時間は30分です。遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 日本共産党の遠藤憲子でございます。今回から会派による代表質問が行われることになりました。私どもも市長が所信表明で述べられていた内容のうち、4項目について一括質問でお尋ねをするものです。

初めに、災害に強いまちづくりについてです。

1つ目は、ハード面の整備のことについて伺います。

牛久市には、地震の揺れやすさ防災マップに、土砂災害警戒区域、これは県のほうの情報なのですが、いわゆる急傾斜の箇所マップがございます。台風や豪雨災害、地震など発生時の対応については牛久の防災計画の中に定められておりますが、このマップのように、市内でも地盤の弱い箇所、これに対しての整備について方針があるのかどうか伺います。

続きまして、市民の防災意識の向上、迅速な情報発信について伺います。

防災意識を向上させるには、日頃の防災訓練だけでなく、地域での取組が重要と考えております。特に、地域には高齢者世帯、障害者や独り親世帯、外国人など、災害時には支援が必要な方々がございます。しかし、現在、要援護者台帳に届け出た人のみの情報しか共有されていないの

が現状であります。

地震など、他の災害が発生したときによく言われているのが、「命を守る行動を」、この言葉であります。何が命を守るのか、自分のこととして考えることを常日頃から考えていくことが、防災意識を向上させる一つではないかと考えるものです。市の情報発信や行政区との情報共有、これももちろん大事です。市民の意識を向上させる取組についてお尋ねをいたします。

例えば市が導入しました防災アプリ、市民への意識づけには大変よいものと考えます。しかし、スマホを持つ人だけの対応でいいのか、持たない人への対応についても、情報格差にならないため、その対応をお尋ねをするものです。

続きまして、地域振興についてです。多くの方が質問で取り上げております牛久シャトーです。市の牛久シャトーに対する考え方をお尋ねをします。

市長は、牛久シャトーを牛久の観光の拠点、このように考えていると述べておられますが、幾ら牛久駅から近いからといっても、観光としての牛久シャトーのPR、これは何かとお考えでしょうか。今でも牛久シャトーの歴史、ワイン文化などを中心に宣伝をされてきていますが、人を呼び込むもの、このものとしては多くの課題があると考えます。

人が憩える場所というものは、外観はもちろんです。しかし、おいしい食事や周りの雰囲気、これも大事な点だと考えております。また、牛久シャトーや牛久の文化、これをつなげていくような企画なども検討すべきではないかと考えます。さらに、牛久シャトー（株）の経営の改善、これが多くの市民からも言われています。私もそうだと思います。何を具体的に進めるかは明確ではないと考えます。市長の考えをお尋ねをいたします。

続きまして、牛久駅周辺の活性化について伺います。

牛久駅周辺は駐車場が多く、駅の利用者は、通行者はありますが、多くは学生たちが利用することが多いと思います。商工会などが中心でにぎわいづくり、これが計画をされているのは存じておりますが、市としての活性化策について伺います。所信表明でも、エスカード牛久ビル、この空きフロアの解消が述べられておりました。解消に向けた考えについてお尋ねをいたします。

続きまして、教育改革についてです。教育環境の整備を取り上げています。

未来を支える児童生徒は、地域の宝、そのとおりであります。わくわく、のびのびした環境整備、これには共感をするものですが、実際にはどのような観点から取り組むのか、考えをお尋ねをいたします。牛久市では、他の自治体で実施をしていない事業、例えば土曜カップ塾や放課後カップ塾など、この実績と今後についてお尋ねをいたします。

また、一方では不登校児童生徒が増えているのも事実であります。市では改善に向けてどう取り組んでいくのか、教育環境の整備にお尋ねをいたします。

そして、学校給食の無償化の問題です。学校給食については、業務教育の無償化、これは法律にのっとって、繰り返し私も質問をしてまいりました。国が進める子供世帯への給付、これは、家庭の所得や環境、そしてまた子供の人数により差が出てしまいますが、給食の無償化というのは全ての子供への支援となるものと考えます。市長は、段階的に無償化を進めると所信表明で述べられておりますが、具体的な考えをお尋ねをいたします。

そして、最後の４番目、行政改革についてです。

周辺の市町村と広域連携する事業の構想について、広域連携を考えている事業は何かお尋ねをいたします。

そして、２番目として、市長が直轄のプロジェクトチーム、この創設を述べられていますが、目的、内容についてお尋ねをいたします。

以上で１回目の質問です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

初めに、災害に強いまちづくりについてお答えいたします。

ハード面の整備とは、改めて申し上げるまでもなく、土砂災害、洪水氾濫から市民の生命財産を守るための砂防堰堤や河川の河道掘削、堤防整備、護岸整備などの対応となります。

牛久市が所有する土地で、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所については、崩壊防止や被害軽減のための対策工事を必要に応じて実施していきたいと考えております。

なお、市所有以外の箇所については、原則として民地となるため、市が対策工事を実施していく計画はございませんが、現在でも有事の際には、防災情報伝達システムにより、土砂災害警戒区域に居住する方には、避難情報を直接電話することで避難の助けとなる情報伝達を行っております。引き続き、土砂災害警戒区域の区長、区民に対し、情報提供を継続していきたいと考えております。

次に、市民の防災意識の向上及び迅速な情報発信につきましては、市民の防災意識の向上を図るために、今年度より新たに運用を開始した防災アプリ「防災うしく」のほか、ホームページやＬＩＮＥ等のＳＮＳでの様々な情報発信や、いざというときの行動や日頃からの備え、非常時の連絡手段、避難場所一覧などを記載した「牛久市防災ハンドブック」の全戸配布、さらには、広報うしくへの記事の掲載、災害用備蓄品の展示などを実施しております。

防災アプリ「防災うしく」は１１月２７日現在で、４，４３１ダウンロードをいただいておりますが、市民への防災意識の向上を図るには非常に有効な手段かと思っておりますので、今後も市内でのイベントの際に、防災アプリ「防災うしく」の広報活動を実施するなど、登録者の増加に力を入れていきたいと考えております。

また、牛久市では行政区の集会所等が第１次避難場所となっていることから、行政区単位での防災訓練が活発に行われております。消防団、女性消防団員が防災訓練を実施する行政区から依頼を受けた場合は、区民との交流を図りながら防災意識を高める活動を行っておりますが、高齢者の方やスマートフォンの取扱いが苦手な方に対して、的確に情報提供がされるには、このような「顔の見える関係」の中でのコミュニケーションは大変重要な機会と考えますので、参加している団員を活用していただきたいと思います。

なお、迅速な情報発信については、先ほど述べました防災アプリ「防災うしく」、防災行政無線放送、ＬＩＮＥ等のＳＮＳ、テレホンサービス、ホームページ、ＦＭ放送、広報車、消防団等の様々な情報伝達手段を用いて、１人でも多くの市民に情報が行き届くように対応していると

ころです。ホームページにおける情報発信についても台風等、あらかじめ大雨等が予想される際、ホームページに専用のページを本年度より設けるよう対応しております。

専用ページでは、避難所、防災無線情報、気象警報の発表状況、通行止め等の災害情報を一元化して見られるようになっておりますが、災害に強いまちづくりの基本は、市民の防災意識の向上と迅速な情報提供にあるものと考えておりますので、さらに力を入れていきたいと考えております。

次に、市の牛久シャトーに対する考え方につきまして、牛久シャトーについては、前回、令和5年3月定例会での一般質問及び本議会の代表質問に対する御答弁の中でも申し上げてまいりましたが、牛久シャトーを単体の施設として考えるのではなく、牛久市全体のまちづくりの中で、牛久シャトーがどのような役割を担うべき施設であるのかという点から考えていく必要があるものと考えております。

牛久シャトーの持つ歴史、文化や、現在のレンガ調のたたずまいを考えれば、牛久シャトーは牛久大仏と並び牛久市に人を呼び込むための強力なコンテンツの一つであり、牛久市のシンボルであります。

この牛久シャトーが、「市外から人を呼び込む拠点」として、「公園のように牛久市民が憩える拠点」として、そして牛久シャトーのみならず牛久市を「全国に発信する広告塔」としての役割を担う施設となることで、牛久シャトーの活性化だけでなく、牛久市全体の活性化へとつながるものと考えております。

牛久シャトーがこうした役割を担うことができる施設となるためには、まず牛久シャトーを知っていただき、お越しいただくための「きっかけ」をつくることが第一であると考えております。

牛久シャトーで様々なイベントを開催し、またこれらを効果的に周知することで、牛久シャトーが多くの方々の目に留まり、「牛久シャトーを知っていただく」、「牛久シャトーにお越しいただく」きっかけとなります。これらイベントの開催や牛久シャトーの周知は、牛久シャトー株式会社自らが行うことはもちろん、牛久市も積極的に行い、さらには現在、全国に向け「茨城の魅力」の発信を強力に推し進めている茨城県と連携しながら進めていくことで、より効果的に、より多くの方々の目に触れるものになると考えております。

また、牛久シャトーでのイベントに地域事業者の皆様からの御参画がいただければ、牛久シャトーを核とした地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

平成30年度に発表された、オエノンホールディングスによる、牛久シャトーからの一部事業の撤退のニュースは、これまで牛久で生活してきた私にとって、とても驚くニュースでした。同じ感情を持たれた牛久市民の皆様も多くいらっしゃると思います。

一度衰退した牛久シャトーを再び活性化させることは決して簡単なことではありません。これまで申し上げてきた取組を地道に、そして試行錯誤を繰り返しながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、牛久駅周辺の活性化策についての御質問のうち、エスカード牛久ビルに関しましては、何よりも空き床の解消が最大の課題であると考えております。

これまでも牛久土地開発株式会社を中心に、空き床解消に向けた誘致活動に取り組んでおりますが、消費動向が駅前型から郊外型へと移行している社会的傾向、車で移動するほうが多いという地域的な特徴などから、駅前ビルへの物販テナントの誘致につきましては、大変厳しい状況であります。

また、これまで茨城県立地推進部の協力を得ながら、物販テナントに限らず事務所や事業所の誘致にも取り組んでおり、茨城県から進出を検討する企業に対してエスカード牛久ビルが推薦され、協議を重ねた事例もございましたが、残念ながら事業所の開設には至っておりません。

こうした事例につきまして、なぜ成功し得なかったかということを考えていきますと、他の候補地となった市町村、つまり牛久市の競合相手となる市町村には、それぞれに事務所誘致に係る補助制度が創設されており、また牛久市の近隣市町村におきましても、そうした補助金を創設している自治体は珍しくない状況であります。企業誘致は競争であり、進出を検討する企業側から考えれば、よりよい条件の場所に進出を決定するのは当然であります。企業側の目線で考えれば、補助制度のある市町村とない市町村では、話を進める以前にそもそものスタート位置が異なるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、また今後の牛久市の活性化を見据え、新たな雇用の創出にもつながる事務系事業所の進出を促進させる、牛久市独自の補助制度の検討を開始しております。

事業所誘致の補助制度につきまして、県内他市町村の状況を調査した結果、補助期間が3年間、交付限度額3,000万円という補助制度を創設している自治体があります。

牛久市が新たに創設を検討している制度では、決してこの条件に劣ることのない、進出を検討する企業側にとって、より有利となる制度を構築し、今後の誘致活動の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、牛久駅周辺のにぎわいづくりにつきましては、にぎわいのあるまちづくりを目指し、国の補助金を活用しながら、牛久駅前西口広場のバリアフリー化やエスカード牛久ビルに連結するペDESTリアンデッキに屋根の設置を行い、今後も公衆トイレの設置を予定しており、利便性の向上に向け整備を進めているところでございます。

また、牛久駅周辺は、牛久市の顔となる場所として、にぎわいが感じられ、地域内外の人々が憩い、触れ合える交流の場として、さらには観光資源としての「日本遺産の牛久シャトー」、牛久沼周辺の「河童の碑」、「雲魚亭」、「住井すゑ文学館」、「観光アヤメ園」のほか、「牛久大仏」の玄関口としても、充実を図る必要があると考えております。

今後におきましても、牛久駅前の中心拠点施設であるエスカード牛久ビルを有効に利活用し、住民及び来訪者が魅力的と感じる、にぎわいのある牛久駅周辺を目指すべく、まちづくり会社である牛久土地開発株式会社やNPO法人牛久駅前かつばつ化実行委員会などをはじめとした関係団体と協力していくとともに、庁内関係各課を連携させ、牛久駅周辺の活性化に取り組んでまいります。

次に、教育環境の整備として重点的な取組につきまして、牛久市では「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」を掲げ、市全体で小学校から中学校まで9年間を通して同じビジョン

の下、授業づくりを核とした学校づくりに取り組んできております。

授業では、聞き合うことを重視したペアやグループ活動を通して、安心感・居場所感の醸成を目指し、間違えても大丈夫という雰囲気の中で、困ったら助け合うなどの思いやりや優しさ、また最後まで諦めずに解決しようとする姿勢が育成されていると考えております。

このような子供たちの姿は、日々の授業を大切に考え、子供たちの学ぶ姿から授業改善を図ろうと研修を積んでいる先生方の成果であると考えております。

一方で、不登校の児童生徒数は、全国で増加の一途をたどっており、牛久市もここ数年増加傾向が続いております。令和5年10月現在、牛久市の小・中・義務教育学校において、30日以上欠席している不登校児童生徒数は、10月末現在で140名との報告を受けております。

牛久市で行っている不登校支援として、教育センターきぼうの広場では、昨年度、不登校に関する本人や保護者からの相談を1,052件受け、また不登校児童生徒の社会性や自立性を伸ばす指導を行う適応指導教室の利用者は、昨年度、小学生4人、中学生12人の計16人とのことであります。

文部科学省より令和元年10月に通知された「不登校児童生徒への支援の在り方」において、不登校の児童生徒への支援を、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すべきと示されています。そこで、将来の社会的自立に向けて、まずは様々な支援があるにもかかわらず、どの支援にもつながらない子供をゼロにする取組が必要と考えております。

このため、子供一人一人がきぼうの広場やフリースクール等の民間施設も選択肢に含めた上で、自らの進路を主体的に捉える機会が持てるようなきめ細やかな支援を行い、どの子供も幸せに過ごせるように努めてまいります。

続きまして、放課後カップ塾、土曜カップ塾についてお答えいたします。

うしく放課後カップ塾と土曜カップ塾は、どちらの事業も、地域全体で子供の成長や学びを支えていく活動と認識しております。子供たちが、多くの地域の方と触れ合う中で、新しい時代に必要な「学びに向かう力や人間性」、また「生きて働くための知恵や技能」、「判断力や表現力」などが育成されます。これは、子供たちが将来、自分たちがどのように社会と関わり、よりよい人生を送るかに関わる、学校だけでは学べない重要な要素となります。

また、地域でカップ塾を支えてくださる市民の皆様も、子供たちとの触れ合いにより、生きがいを見だし、いつまでも続けたいと言ってくれる方も多くいらっしゃいます。

「放課後カップ塾」や「土曜カップ塾」のように、子供たちが自由に参加できて、さらに地域全体で子供たちの学びを支え、子供の学びから地域も活性化できる教育環境の充実をこれからも目指してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の無償化につきましては、学校給食費無償化を実現するに当たり、新たな財政負担が伴うことから、段階的に実施していくことを考えております。それにはどのようなやり方が最善なのか検討しているところです。

具体的には、全児童生徒一律に一定金額を減額し、保護者負担を減額する方法や、特に教育費

などで負担の大きい中学生がいる家庭を優先的に支援する方法などです。

いずれにいたしましても、保護者の経済的負担の軽減に努めながら、安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供するため、早期に学校給食費の無償化が実現できるように、財源の確保に向けて全庁的に取り組んでまいります。

次に、食材の地産地消の推進についてお答えいたします。

学校給食の献立会議において牛久市営市場の担当者より牛久市産食材の納入状況を確認し、牛久市産の旬の食材を給食で提供できるように取り組んでおります。

特に、主食については、牛久市産コシヒカリを御飯とし、牛久市産小麦で製造したうどん・中華麺、さらに年1回ではありますが牛久市産小麦パンを提供しております。また、副菜として牛久市産のサツマイモをあんとした「いもまん！」や牛久市産食材で作る学校給食「牛久の日」を年3回実施しております。

また、水郷つくば農業協同組合の大根生産部会より地元でとれた新鮮な野菜の地産地消を促進しようと、毎年「うしく河童大根」を寄贈していただいております、学校給食で使用しております。

このように児童生徒が地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むことができるよう、学校給食への地場産物の活用促進に努めております。

このような取組の結果、令和4年度の地場産活用状況調査において、県内産が92.8%、うち牛久産が53.1%と高い水準となっております。

○諸橋太一郎 議長 答弁者に申し上げます。答弁時間が残り少なくなっておりますので、御注意願います。

○沼田和利 市長 次に、周辺自治体との広域連携につきましては、厳しい財政状況の中で、限られた資源を生かして事業を進めていくためには、有効な手段であるものと認識しております。

これまでも、消防事業、し尿処理、斎場運営など、広域事務として複数自治体での事業運営を行っているところであり、さらに昨年度まで、稲敷・龍ヶ崎地方の広域事業3組合の事業の効率化や持続的な運営を目指し、組合の統合が検討されましたが、結果として組合の統合には至りませんでした。

引き続き、広域行政を検討する場として、広域行政検討協議会が11月27日に設立され、これまで検討がなされてきた、ごみ処理に関する広域化の検討について、関係市町村により進めていくことが決定されたところであります。

また、本市にとっても重要な地域資源であります、牛久沼につきましては、周辺自治体による協議会の設立が予定されており、観光振興、よりよい自然景観の保全などの面からも、その活用を検討していくこととされております。

新たな広域事業の構想につきましては、現時点で具体化はしておりませんが、事務事業の広域化のほか、広域でのイベント開催など、事業を立案する際には、広域連携の可能性を念頭に検証し、行政運営の効率化、経費削減、持続可能な行政サービスなど、そのメリットを享受できるよう進めてまいります。

次に、市長直轄のプロジェクトチームの創設の目的・内容についてお答えいたします。

役所の職務体制につきましては「縦割り」であると表現されることがございます。私自身も茨城県議会議員時代に条例制定に当たり、行政組織の横のつながりの弱さを感じておりました。

これは本市においても当てはまるものと考えております。そこで、私は市長直轄のプロジェクトチームを創設することで、部局横断的に横のつながり・連携を強化しようと考えました。

プロジェクトチームの職員につきましては、通常の業務を持ちながら併任人事とすることを検討しております。専属職員とすることがベストだとは思いますが、現在の市役所のマンパワー不足は否めません。メンバーとなる職員がプロジェクトで抜けてしまう場合の所属部署の負荷や、プロジェクトに集中しやすい職場環境づくりにもきちんと配慮していかなければならないと考えております。

現時点では、プロジェクトチームの編成や具体的に取り組む内容につきましては決定しておりませんが、市民の皆様からの御意見・御要望への対応や、「情報発信の強化」、「ストレスのない行政サービスの提供」、「各種行政サービスの見直し」など、私が取り組む施策について、即座にその課題を調査し、解決するため、縦割りの弊害を取り除き、部局横断しながらの業務を担い、物事を一つ一つスピーディーに処理するプロジェクトチームとなることを目指してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 丁寧な答弁をいただいたのですが、残り時間、市長の答弁の1分という非常に厳しいことになってしまったので、私、再質問のほうは述べるだけ述べておきます。後で答え、別な機会にいただければということで、伝えることだけは伝えてまいります。

災害に強いまちづくりについて、いろいろと今、異常気象とかそういうので非常に牛久も例外ではなく、この災害に対応しなくてはならない、こういうような時期に来ていると思います。いろいろ調べましたところ、常に牛久でも防災計画があるのは存じております。最悪の事態を想定して、そういうようなことで起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオと言うようなのですが、そういうものも本市におけるリスクシナリオが公開をされています。

そういうことにならないように、また牛久では防災ハンドブック、これは令和3年5月に各家庭に全戸配布をされているということなのですが、かなりちょっと年数もたっておりますので、この辺、ぜひ再度検討して、家庭の中ではどういうふうにするべきなのかというのが細かに書いてありますので、もうその災害弱者だけでなく、日頃、地域に住んでいる方々にはこのような丁寧な情報発信、それをお願いをしたいと思います。

それと、牛久シャトーについては、答弁の中でも、市も積極的に支援を行うというふうにお答えをされていたのですが、具体的に何を行うのか、これが明確ではありません。特に、茨城県と連携をしながら進める、このように言われているのですが、その構想についてもお尋ねをいたします。

それと、エスカード、今、御答弁の中で、他の自治体でも実施をしています補助制度、その検討に入ったということがありました。確かに牛久エスカードビルというのは、牛久の顔というか、牛久に訪れる方が一番先に牛久を知る大事な役目を持っています。そして、そのエスカードの

空きフロアにもし入所・入居していただける方々にはそういう補助制度、それをつくっていきたいという、他市の事例などもお答えいただきました。独自の検討、それをされるということなのですが、その検討の時期はいつまでなのか。現在、空いているフロアというのを早急に解消に向けた考えというのは、市としても急いで対応していただきたいということです。

それと、学校給食のことです。先ほどいろいろと御答弁いただいたのですが、段階的というのはどういうことなのかということで、例えば中学校から始める、それから小学校から始める、いろんなことが今検討されているところなのですが、具体的に中学校から始めた場合の、どのくらいの試算がされているのか。例えばお子さんが２人目、それから３人目とか、いろんな、例えば出ていると思うんですね。そういうようなことを具体的に試算をされているのかどうかをお聞きしたかったです。

市長は御答弁の中で、物価高騰対策により食材費の値上げ分については支援をしていると、このように述べられているのですが、これは国の補助金というか、交付金を活用したものではないかと思います。ほかの自治体でも、こういう活用をしながら給食費の値上げを、値上げじゃなくて無償化に取り組んでいる、そういうような事例がいろいろと他の自治体でも出ています。

ですから、財源確保と言われておりますけれども、この国の補助金を活用しながら実施をしていけるのではないかとというふうに考えます。国からも今、新しい補助金も来ていると思いますので、その辺について伺いたいと思います。

答弁いただけるかどうか分かりませんが、以上の再質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 全てはお答えできませんので、かいつまんで。

まず、学校給食の件ですが、国のお金を使って無償化できるという、やろうと思えば、それはできますが、ほかにも活用の仕方は、そのお金でありますので、それを全額充てるといったことには、考えには今のところ至っておりません。

また、シャトーの県との連携でございますが、これは、県のほうでデスティネーションキャンペーンとかもろもろ、私が県議時代にも営業戦略部と意見交換をしながら、その取組について、なかなか地元にも効果としてフィードバックできて目に見えて効果がないから、恐らくそのような質問をされているのかと思いますが、県のほうとしてももちろん茨城空港で牛久シャトーのPRをしたりとか、東京駅で牛久シャトーの液晶でPRをしてもらったりですとか、そういったPR活動は茨城県のほうでもこれまでも行ってきておりますし、今後、その県の営業戦略課とこれまで以上のこちらの要望を伝えて、支援を頼っていきたいというふうにも思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 会派代表質問の途中ですが、答弁者の残り時間がなくなりましたので、これで会派代表質問を打ち切ります。

以上で、日本共産党、９番遠藤憲子議員の会派代表質問は終わりました。

執行部につきましては、残りの答弁につきまして書面にて答弁をいただけるようお願いを申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。再開は１５時５０分いたします。

午後３時３４分休憩

午後３時５０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、会派代表質問を継続いたします。

次に、日本維新の会、１６番伊藤裕一議員。

発言時間は３０分です。伊藤裕一議員。

〔１６番伊藤裕一議員登壇〕

○１６番 伊藤裕一 議員 会派、日本維新の会の伊藤裕一です。本日最後の質問となりました。会派代表質問として、大きく３点のテーマについて質問をいたします。

１点目は、教育政策についてであります。

周知のとおり、本市の教育政策の大きな特徴として、子供たちが共に協力をしながら学んでいく、学び合いを取り入れていることが挙げられます。学力テストで好成績を収めるといった効果も現れ、各地から市内学校への視察へ訪れるなど実績も上がっているところではありますが、一部では、事業が進むスピードが遅いのでは等の心配の声もあるようです。

また、本市は、地域と学校が共に学校を創るコミュニティ・スクールの先進地としても知られています。今現在、教育長のポストは空席でありますので、市長あるいは教育委員会の見解を伺う形となりますが、これら学び合いやコミュニティ・スクールなど、本市がこれまで進めてきた教育政策についての所見を伺います。

さらには、新しい市長が誕生され、新教育長に関しましてもいずれかの時期に就任することになると思われますが、体制が変わる中、これらの教育政策を継続するお考えはあるか伺います。

さらには、新たな取組について伺います。世の中には様々な教育論があり、一例を申しますと、百ます計算で知られる教育研究家の陰山英男氏は、計算問題や漢字の書き取りなど、基礎的な問題を反復継続させる、分からなければすぐ答えを見て覚えるなど、独自の陰山メソッドという方法を提唱されており、元炭坑の町として知られる福岡県筑豊地区では、影山メソッドを導入したところ、低迷していた学力が大幅に向上し、地域全体にも希望を与える等の成果を上げたそうです。

今回は教育長不在でありますので、教育論の詳細につきましては、またの機会を待つといたしまして、今回の市長の施政方針に関連した質問ということでありますので、教育の新たな取組、市長の施政方針の中の教育の新たな取組について伺いたいと思います。

市長は、外国語教育の推進、給食費の無償化などの公約を掲げられました。外国語教育に関しましては、本市は、つくば市、東京あるいは成田空港といった、外国との接点が多い地域にアクセス可能な場所にあります。外国語教育は本市にとっても大変重要なテーマでございます。そこで、外国語教育推進についてはどのように進めていく方針であるのか伺います。

また、給食費の無償化は、子育て世帯の可処分所得を増やし人口増加にもつながる政策であり、

今定例会でも、段階的に進める旨の答弁があったところでもあります。今定例会にかけまして、何らかの進捗はあるのかを確認いたします。

次に、介護問題についての質問であります。

市長は、介護待機者ゼロを掲げられていますが、特別養護老人ホーム等の介護保険施設への入所を望みながら待機されている方は、現状何名いらっしゃるのか伺います。

また、それらの待機者数を施設ごとに割り出し、ホームページで公開している自治体もあるようです。それほど予算をかけることもなく、介護待機に悩む方やその家族の不安を少しでも解消する取組として有用であると考えますが、本市でも同様の取組を行う考えはないか伺います。

さらに、市として、介護待機者を減らす取組の一つとして、介護施設の整備を着実に進めることが挙げられると考えますが、介護施設整備計画の現状について伺います。

また、誰もが同じような生活を送れるノーマライゼーション社会を目指す上で、高齢者介護のみならず、障害者介護も重要なテーマであります。昨今、住み慣れた地域で生活が続けられるようにする地域包括ケアが提唱されていますが、障害者介護の分野でも、かつてコロニーと呼ばれる施設での集団生活を中心とした政策が取られていたところ、様々な問題点もあり、近年は一般社会の中で生活できるようにしていこうという流れがあります。障害のある方が地域の中で生活していくためのサービスとして、障害支援区分4以上で条件を満たす肢体不自由や行動障害のある人が利用できる重度訪問介護あるいは障害支援区分1以上で条件を満たす方が利用できる居宅介護があります。これらのサービスは、子供がケアを要する家族の支援をするヤングケアラー問題への支援や、介護に当たる家族が休息を取るレスパイトケアにもつながるものであります。

かく言う私も県外で重度訪問介護事業所の経営に携わっているのですが、利用できるサービス量の決定は市が行っており、聞くとところによれば、市の財政状況や市政によって、同じ状態のケアを必要とする方でも、A市では長時間のサービス利用が認められるのに、B市では短時間の利用しか認められないということが起こるそうです。そして、これらの制度が十分に知られていない現状もあります。障害のある方本人や家族のためにも、サービス利用の申請があった際には適切に対応することが必要と考えますが、重度訪問介護や居宅介護の利用実績、サービス利用の流れについて伺います。

最後に、牛久シャトーについての質問です。

市長は、牛久シャトー運営の発展的見直しを掲げられています。集客増や赤字解消につなげていくためには、例えば近年、アウトドアを楽しむ人が増えておりますが、シャトー内でキャンプを行えるようにするといった、思い切った取組を行っていくことが必要であると考えます。あるいは最近、テレビで埼玉県所沢市の鉄道会社系の遊園地で、昭和をコンセプトとしたリニューアルを行い集客に成功したコンサル会社の活動が取り上げられておりましたが、そのような外部コンサルタントにプランを考えてもらうということも一案でありましょう。そこで、牛久シャトー運営の発展的見直しはどのように進めるのか、さらに新たな取組を行う考えについて伺います。

次に、牛久シャトーのバーベキュー場の営業に関しまして、予約の電話が繋がらず、現地事務所に予約のため赴くしかなかったとの声を耳にしました。こうしたオペレーション体制の課題

や、課題に対しての対応について、把握していれば教えていただければと思います。

そして、牛久シャトー株式会社の今後のことにつきまして、根本前市長の在任中には、決算状況を見て判断していきたいとの答弁もありましたが、現在どのようにお考えか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

まず、初めに教育政策についてお答えいたします。

牛久市では、10年以上前から、市内全校で学び合いを通した学校づくりを「学びの共同体」と呼び、全ての子供にとって「安心」と「夢中」のある授業づくり・学校づくりに取り組んできております。

現在、学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」、アクティブ・ラーニングは、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を育むことができる学び方と認識しております。

今後も、全ての学校の全てのクラスで子供たちが安心して学び、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう、教育環境の整備、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてお答えいたします。

現在、地域社会とのつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されています。これからの予測困難な時代を生き抜く子供たちに必要な資質・能力を育成するためには、学校と地域が目指す子供像を共有し、連携・協働して子供たちを育てることが必要です。そのための仕組みとして、牛久市では、令和元年に全小中学校に学校運営協議会制度を導入し、全ての学校がコミュニティ・スクールとなっております。

これからのコミュニティ・スクールにつきましては、学校を中心とした連携・協働の取組に地域住民が参画する機会を増やし、様々な住民の活躍の場をつくり出すことで、将来を担う人材の育成や地域の活性化につなげていきたいと思っております。

続きまして、外国語教育についてお答えいたします。

語学は小さい頃から始めるのが肝腎で、国際関係や異文化を単に理解するだけではなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくのかという主体性を一層強く意識していくことが必要であると考えます。

しかし、私立の保育園や幼稚園などの中には、それぞれの方針で、既に外国語教育を行っている園もあるなど、園により実態が異なるため、どのように環境整備を進めていくかは検討が必要であると考えています。

最後に、給食費の無償化につきましては、ほかの議員にも答弁させていただいたとおりでございます。

次に、介護待機者ゼロに向けた取組につきましては、まず特別養護老人ホームの待機者につきましては、本年4月1日現在、県調査の速報値で96名となっており、前年の確定値に比べ21人の増となっております。この96名の方々について、併せて提供されたデータを基に確認いたしましたところ、医療機関や介護老人保健施設などにいらっしゃる方を除き、在宅で待機されて

いる方は25名であり、その中で、原則として、特養の新規入所に必要とされる介護度である要介護3以上の方は20名でした。なお、介護老人保健施設の待機者については、把握する仕組みがなく、お答えすることができません。

次に、施設ごとの待機者数をホームページで公開することにつきましては、そのような取組を行っている自治体があることは承知しておりますが、当市においては、先ほどお答え申し上げましたように、県が実施する調査によって4月1日現在の待機者数を把握することができるにとどまることから、対応は困難であります。

待機者を解消する方法としての施設整備の取組ですが、令和6年度からの3年間における施設整備の在り方や保険料の基準額などを含めた「介護保険事業計画」について、介護保険運営協議会における審議が昨年度より行われております。現時点で見込まれている今後の日程としては、まず今月18日開催の会議において、計画全体の素案のほか、保険料の基準額や施設整備について御議論をいただきます。その後、年末年始にかけて、パブリックコメントを実施いたします。2月の会議において、寄せられた御意見や御指摘を踏まえた計画の修正などについて御議論をいただき、最終的には3月の会議において計画が出来上がる流れとなっております。

市といたしましては、施設整備と保険料の相関を示すシミュレーションを含め、有益な資料や情報をしっかりと提供し、被保険者、介護事業者、医師、学識経験者などで構成される協議会において、忌憚のない御議論がいただけるよう取り組んでまいります。

次に、重度訪問介護、居宅介護につきましては、障害のある方が、日常生活のサポートにより地域で安心して暮らすための障害福祉サービスの介護給付には、重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行う「重度訪問介護」や、ヘルパーが家に来て身の回りのお世話をする「居宅介護」などがあります。令和4年度の支給実績ですが、重度訪問介護は52件、2110万5,118円、居宅介護は967件、4,468万954円でした。

令和3年度の実績と比較いたしまして、重度訪問介護は8件、185万3,196円の減、居宅介護は48件、216万24円の増となっております。

重度訪問介護、居宅介護等の介護給付を利用することで、御本人のケアが充実されれば、介護者の介護負担は軽減され、ひいてはヤングケアラーの介護負担の軽減にもつながっていくであろうと認識しております。

サービス利用については、計画相談員が御本人や御家族の要望を十分に伺いながら利用計画案を作成します。市がその計画内容の妥当性を判断し、それぞれの障害に応じてサービス量を決定しております。計画作成時には、職員が相談員や家族からの相談に対応し、どのような福祉サービスなどを利用すれば、御本人の要望に沿いながら、介護者の負担が軽減されるか等を助言させていただいておりますが、サービスの決定に対して不服がある場合には、不服申立てを行う制度もあります。

市といたしましては、今後も御本人の状態や御家族の状況に合った、適正なサービスの支給に努めてまいりたいと考えております。

次に、牛久シャトーに関する御質問のうち、「新たな取組」につきましては、議員より御提案いただきました、牛久シャトー内でのキャンプや外部の経営コンサルタントの導入に関しまして、これまで、牛久シャトー株式会社の収益改善を検討する中で、実証実験の実施や、同社への提案も行ってまいりましたが、当時の経営方針や財務状況から、導入が見送られてきた経緯もございます。

本市といたしましては、今後も継続的に経営改善に向けた提案・進言を行っていくとともに、より積極的な支援も行ってまいりたいと考えており、その一つとして、これまで多くの改善要望をいただいております、牛久シャトー内の環境整備につきまして、市民の皆様からの御意見を取り入れ、本市の支援による植栽管理を行うことができるか、現在編成作業中の令和6年度予算において、検討を進めているところであります。

次に、牛久シャトー株式会社内における「オペレーション体制」についてでございますが、昨今、コロナ禍による飲食業界の先行きへの不安感から、全国的に就業希望者の飲食業離れが深刻化しており、牛久シャトー株式会社も例外ではございません。レストランやバーベキューといった飲食部門における人材だけでなく、問合せ窓口を行う事務職員が足りず、お客様が電話をかけてもつながらないといった状況が発生し、代わりに本市に御連絡をいただくこともございました。

牛久シャトー株式会社では、こういった状況に対応するため、インターネットやハローワークでの求人募集の露出を増やすことで、職員の新規採用を進め、本年3月及び9月に、計2名の非正規職員の採用を行い、サービスの向上が図られるよう、対応を進めているところであります。

なお、今回御質問いただきました「牛久シャトー運営の発展的見直し」並びに「牛久シャトー株式会社の今後」につきましては、黒木議員、石原議員、遠藤議員からの代表質問の中でお答えしたとおりであります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 再質問をさせていただきます。

学び合いにつきまして、学習指導要領の中にあります、主体的・対話的で深い学びを推進していきたい旨の答弁はありましたが、学び合いの継続についてはどのようにお考えか、再度伺いたいと思います。しかしながら、教育長不在でもありますので、明確にできない場合はその旨、答弁いただけたらと思います。

さらに、4月1日現在の状況、高齢介護問題につきまして、4月1日現在の施設の状況しか把握できないので、施設ごとの介護待機者、公表はできないとのことでありますが、公表している自治体もあるわけでございます。それらの自治体と本市との違いはどこにあるのか伺いたいと思います。

最後に、シャトーの質問等で答弁がございました。〇〇議員にお答えしましたとおりでありますとの答弁方法につきまして、会派代表質問において、当会派のような少数会派はいつも後半の順番になるので、注目度の高いテーマではそのような答弁が繰り返されることにもなると想定されます。さらに、給食費無償化の答弁に関しましては、テーマが重なりましても答弁をいただいたこともございました。時間短縮にはつながる一方、議会との対話という観点からは、そのよう

な答弁方法は再考の余地があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 学び合いを継続するか否かということに関しましては、私が明確にお答えする立場にございませんので、その具体的な方法につきましては、教育委員会と共に今後検討してまいりたいと考えております。

また、介護保険施設ごとの待機者を公開することについて対応は困難であるとの答えを答弁で申し上げました。それについての再質問でございますが、実施している自治体の調査については、現時点では把握しておりません。施設ごとの待機者数は、実際には要介護１でも、取りあえず申し込む方や入院中の方、ほかの施設に入所している方も多く含まれており、市の待機者数を反映することは困難なことから、牛久市では独自の調査はしておりません。

待機者数につきましては、待機者数ではなく空き状況にはなりますが、地域密着型サービスにつきまして市で把握する仕組みがございませんので、特養を含めた１５の施設につきましてホームページで公表しております。

最後に、〇〇議員にお答えしたとおりの答弁でございますが、市役所職員の労力、議員御承知のとおり、圧倒的なマンパワー不足がある中で、この労力、この答弁書を作る労力というものは非常に大きいものであるということ、同じ内容を繰り返す、今後そういったことを踏まえまして、同じ内容を繰り返す回答は差し控えさせていただきます。

また、その少数会派はいつも最後になるといったことでございますが、代表質問の質問順につきましては、議会内での協議に基づき決定されたものと伺っております。そういったこともありますので、議会内で再度協議していただくか、または会派の所属議員を増やすなど努力をしていただくことを期待申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 訂正させていただきます。介護のところでございますが、密着サービスにつきまして市で把握する仕組みがございませんと私申し上げましたが、ございますので、というところを訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、日本維新の会、１６番伊藤裕一議員の会派代表質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後４時２７分散会